

令和7年3月定例会 文教福祉常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和7年3月4日（火）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和7年3月4日（火）午前9時04分
散 会 日 時	令和7年3月4日（火）午後4時58分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席議員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	諏訪 三津枝
委 員	潮田 幸子 芝寄 和好 西尾 綾子 高橋 亜紀
欠 席 委 員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 8 号	鴻巣市こどもの権利条例	原案可決
第 1 9 号	鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 0 号	鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例	原案可決
第 2 1 号	鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決
第 2 2 号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 3 号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	原案可決
第 2 4 号	鴻巣市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等 を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 5 号	鴻巣市文化芸術振興基金条例	原案可決
第 3 2 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 8 号）のうち本委員会に付託 された部分	原案可決
第 3 8 号	令和 7 年度一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 0 号	令和 7 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長	小林 宣也
こども未来部副部長	佐々木晴美
こども未来部参事兼	
こども応援課長	沼上 早苗
こども未来部参事兼	
子育て支援課長	高子 英江
こども未来部参事兼	
保育課長	矢澤 潔
こども応援課副参事	黒巢 弘路
子育て支援課副参事	新井 玲奈
保育課副参事	富田まゆみ

(健康福祉部)

健康福祉部長	木村 勝美
健康福祉部副部長	服部 和代
福祉課長	鈴木 恵子
障がい福祉課長	野口 豊和
健康づくり課長	新島 政博
介護保険課長	宮澤多喜也
福祉課副参事	長島 正和
健康づくり課副参事	中根 洋子

(教育部)

教育部長	鳥沢 保行
教育部参与	上岡 勝
教育部副部長兼	
学務課長	池田 耕司
教育部参事兼	
教育総務課長	松本 直樹
生涯学習課長	清水 健紀
学校支援課長	杉山 賢次
スポーツ課長	竹井 豊
中央公民館長	新井 隆司
教育総務課中学校	
給食センター所長	関根 好一
学務課副参事	伊藤 一途
学校支援課副参事	鈴木 聡
学校支援課教育支援	
センター所長	中山 尚子
吹上支所副支所長兼	
地域グループリーダー	吉田 勝彦
川里支所副支所長	中越 好康
川里支所地域グループ	
リーダー	生川 由美

書 記	國島 清文
書 記	小林美奈子

（開会 午前 9 時 0 4 分）

（委員長）ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。潮田幸子委員と芝寄和好委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第18号 鴻巣市こどもの権利条例、議案第19号 鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第20号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第21号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に対する基準を定める条例、議案第22号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第23号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第24号 鴻巣市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例、議案第25号 鴻巣市文化芸術振興基金条例、議案第32号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第8号）のうち本委員会に付託された部分、議案第38号 令和7年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第40号 令和7年度鴻巣市介護保険特別会計予算の議案11件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、こども未来部に係る議案第22号及び議案第23号については、関連があるため、一括して審査を行います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び予算につきましては、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。大丈夫ですか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第18号 鴻巣市こどもの権利条例について、執行部の説明を求めます。

(こども応援課副参事) おはようございます。それでは、議案第18号 鴻巣市こどもの権利条例につきましてご説明いたします。

これは、1989年に国連総会で採択された児童の権利に関する条約の理念に基づき、本市においても全ての子どもが持つ権利を定めることで子どもの権利に対する理解を深め、かつ子どもの健やかな成長を支援し、子どもの最善の利益を図るこどもまんなか社会の実現に寄与することを目的として新たに制定するものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(西尾) では、議案第18号 鴻巣市こどもの権利条例について質問させていただきます。

子どもの権利を擁護する委員会、第三者性をしっかりと担保した子どもの権利擁護委員あるいは権利擁護委員会のような機関をきっちりとこの条例の中に文言として入れ込む必要があると思います。文教福祉常任委員会としても意見の中でそれを盛り込ませて……最初から言ったほうがいいですか。大丈夫。

(委員長) 大丈夫です。

(西尾) 文教福祉常任委員会からの提言というか、意見の中にもその旨盛り込ませていただいたと思うのですがけれども、これが今回入っていない理由、パブリックコメントのほうにも同じような意見が出されており、それに対する見解が書かれており、ホームページにも公表されておりますけれども、改めてその理由をお伺いします。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

第三者機関に関してなのですがけれども、西尾委員おっしゃるとおり、こちらに関しましてはパブリックコメントのほうでも意見が寄せられてお

りまして、こちらの条例の審議を諮りますこどもまんなか会議のほうでもこちらについては議論のほうをさせていただいたところです。こちらに関しましては、子どもの権利侵害からの救済としましては、埼玉県で埼玉県子どもの権利擁護委員会を設置しておりまして、必要に応じてこちらを活用できるようにこちらの委員会の周知を行うということで、まずはその手法でやっていこうというところで、こどもまんなか会議のほうでも意見を出していただいたところです。現時点においては、権利侵害に対応する第三者機関を設ける予定はございませんが、今後の検討課題とするというふうになってございます。

以上です。

（西尾）今お答えいただいた件について再質問させていただきます。

埼玉県が設置している埼玉県子どもの権利擁護委員会において、直近5年間ににおける子どもの権利の侵害に関する救済の相談や申立て件数が何件あったか、またそれらに関して埼玉県子どもの権利擁護委員会において調査、勧告、意見表明あるいは要請等を行った件数が何件あるかをお伺いします。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

申し訳ございません。具体的な件数につきましては、現時点においてちょっと手持ちでございません。今後埼玉県のほうに問合せいたしまして、確認のほうをさせていただければと思います。

（西尾）この点について再々質問です。

埼玉県の子どもの権利擁護委員会があるということで、鴻巣市のこの条例にはそういった第三者機関の設置については今回は入れないと、今後の検討事項だということはおっしゃっているのですけれども、であるならば埼玉県子どもの権利擁護委員会においてこれまでどのような相談や申立てが行われて、それからそれに対する調査、勧告、意見表明、相談対応をしていたかというのはしっかりと調べて把握しておくべきではないでしょうか。それをしないでにおいて、そういった機関があるから本市では要らないというのは、ちょっとそれでは不足、認識不足というか、調査不足ではないかと思うのですが、その点については見解いかがでし

ようか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

申し訳ございません。確かにそちらの点につきましては、私どものほうで現時点において調べていなかったというところは手落ちになるかと思っています。改めてこの部分に関しては研究させていただきまして、今後の検討課題として検討してまいりたいと考えます。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 1 3 分）

（開議 午前 9 時 1 4 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（芝寄）おはようございます。何点か条例文のほうから質問させていただきます。

第19条、相談窓口の設置とありますが、重複するところはあるのですが、どのようなスケジュールをもって設置に動いていくのか。どのような相談のケースとなると……と思いますが、いろんな窓口に来たり、電話になるかと思いますが、どのような形の相談窓口の実際動き出したときのを想定しているか、まずお聞きします。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

こちらの19条の相談窓口の設置に関してなのですが、特別この子どもの権利擁護のための窓口というのを設置をする考え方ではないという形になります。既に設置しておりますこども家庭センター「ここの巣」ですとか、地域共生担当のほうの重層的支援、教育支援センター、それからさわやか相談室であるとか、校内教育支援センターW i t hなどの相談窓口により対応していく形になります。従来のそれぞれの相談窓口、こうした市の窓口だけではなく、例えば児童相談所であるとか、そういったところとも連携を図りながら対応していくという形になります。

以上です。

（芝寄）実際これが、条例が通って窓口が設置された後のことで、子ど

もたちから直接の相談というのがどのくらい来るかは未定だと思いますけれども、そういった窓口があるよというものを児童生徒の目につくように何か周知、情報発信する、ここに電話してくださいというものを何か考えているのか、まずお聞きします。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

子どもの権利に関しましては、相談窓口だけでなく権利擁護の部分について広くPRのほうをしていきたいと考えております。それは、こどもの権利の日なども設けておりますので、そういったところも含めて子どもの権利についてのPR、周知啓発というところに、例えばポスターであるとか、チラシであるとかの配布、それからホームページですとかSNSを活用してそういった周知のほうを図ってまいりたいと考えます。

以上です。

（芝寄）では、次、こどもの権利条例ということで、一般質問でもしましたけれども、今後、単独親権から共同親権も含めて議論される、これから議論まさしくされることだと思う内容であります。まずはこのこどもの権利条例と共同親権がどのように絡んでくるか、執行部がどのように考えているのかお聞きします。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

こちら以前の一般質問のほうでもお答えしたところなのですが、今回のこちらのこどもの権利条例というのは、子どもの権利に対する土台の部分を市としても定めていきたいと思いますところになるかと思えます。その土台の部分があって、それぞれの事務事業、施策のところではこれに基づいて実施していく。共同親権の部分というのもそれに乗っかってくる部分なのかと思うのですが、こちらの土台にのっとった形で全ての施策のところを展開していくというふうなところになってくるかと思えます。

以上です。

（芝寄）では、例えば例として、電話で子どもから、離婚して片方の親しかいなくて、もう片方の親と全然会わせてもらえない、会いたいのだ

けれどもという相談が来た場合、こういうのはどういう形になるのですか。

（こども応援課副参事）ちょっとなかなか個別の対応というところでお答えするところも難しいのかなとは思いますが、それぞれ担当部署等ございますので、そういったところにつないで適切に対応していただくというふうな形になろうかと思います。

以上です。

（芝寄）では、そんな多様にわたる相談も来るとしますので、そういったケース、ケースのことはしっかり窓口のところとも相談して、踏まえた上でやっていくという考え方でよろしいですか。

（こども応援課副参事）おっしゃるとおり、それぞれの担当部署のほうで連携を図りまして適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

（芝寄）分かりました。

では最後に、定義、第2条の中でヤングケアラーについて触れていますが、ヤングケアラーに関しては、もう一般質問で他議員もたくさん質問して、お答えはいただいておりますが、いざこれでこどもの権利条例ができるに当たり、確認のため聞きます。日常的な家事とヤングケアラーの線引きは、このこどもの権利条例ができてどのようにまた考えていくのか、ちょっと確認のためにお聞きします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）お答えします。

今回、ヤングケアラーにつきましては、新しい手法として高校生年代までの方を対象に調査をしていこうかなと考えております。また、考え方としては、過度なというような、ちょっとニュアンスとしては非常に難しいところではあるのですが、やはり子どもたちの声を聞きながら、どこまでを子どもたちが担っているのかというところをよく調査しながら、支援のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

（潮田）まず、今回の鴻巣市こどもの権利条例を策定するに当たって何人の子どもたちから声を聴取したのか伺いたいと思います。これは、ア

ンケートの場合、書面というかな、1対1ではなくてアンケートの場合と、あと対面、1対1ではなくてもちゃんと会って聞いた数を教えていただきたいです。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

これは確かに意見募集のほうは、子どもたちからのアンケートは実施させていただいておりまして、これ昨年7月に小学校5年生、それから中学校2年生のお子さんにさせていただいております。こちらのアンケートについては、今回の条例というよりは鴻巣市こども計画の関係でアンケートのほうを取らせていただいたものになりますが、こちらの数としましては、アンケートの対象者が1,860名、うち回答者が487名、それからこれがアンケートを実施したのが子どもたちだけではなくて保護者の方からもやったのですけれども、子どもたちからの回答としては487件の回答がございました。

以上です。

（対面のほうの声あり）

（こども応援課副参事）対面に関しましては、これは文教福祉常任委員会の皆様にもご協力いただきまして、鴻巣女子高校と、あと民間の学童のほうで意見聴取のほうをさせていただいております。正確な人数というのはちょっと把握はしていないのですけれども、その中でたくさんの意見をいただいたというふうな形になります。

以上です。

（潮田）今の答弁からすると、このこどもの権利条例を策定するに当たってではなくて、こども計画のほうでの意見聴取であった。確かにあのときのアンケートを見ると、そういう数字的なところだったかなというふうに感じておりました。そうすると、今回のこどもの権利条例を策定するに当たって、子どもたちの声というのが生かされているところというのは特にどこというふうに思っているのでしょうか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

このアンケートの中で鴻巣市の理想と現実といいますか、現状の姿と将来どういうふうになってほしいかというふうな項目がございまして、こ

の中で現状をどう思うかというところで意見が少なかったところで、やりたいことを応援してくれるまちというのが現状意見が少なかったのですけれども、将来なってほしい姿としては、これがそれと比べるとかなり多かったというところがございます。そういったところを受けまして、これの前文のほうにあるのですけれども、前文の第3段落目の「子どもたちがこのような自然に囲まれた中で」というところの後段のところで、「子どもたちの権利を守り尊重することを誓い、子どもたちのやりたいことを地域全体で応援する機運を醸成する」というところ、こちらのところにこの意見を反映させていただいてございます。

以上です。

（潮田）分かりました。そうすると、今の前文のほうに含まれているということでありましたけれども、今子ども条例、子ども権利条例って結構全国幾つかできているかと思うのですけれども、そういった中で本市の特色というものがどういったもの、ほかから聞かれたときに、うちの市はこれが違うのだよというようなところがあれば教えていただきたいと思います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

こちらに関しましては、大きく2点あるかなと思ってございます。1つが子どもの定義というところです。こちらにつきましては、こどもまんなか会議のほうでも委員の皆さんかなり熱心に議論いただいたところがございます。そういったところで、具体的な年齢というところを設定していない、設けていない、定義していないというところが一つの特徴になろうかと思います。もう一つがこどもの権利の日のところ。これの名称も含めて、真ん中に星マークとか入れさせていただいているのですけれども、鴻巣こどもの権利の日として設定する、11月20日を、こちらのところの2点が大きく本市の条例の特色と言えるかと思います。

以上です。

（潮田）実は、こどもの権利の日、これ読み方って、正式な読み方はどうなるのでしょうか。

（こども応援課副参事）読み方としましては、星は読み飛ばしていただ

く形で「コウノスコドモノケンリノヒ」というふうに読んでいただければと思います。ちょっと見た目のビジュアルの部分で目を引くというふうなところを狙いにもしてございます。そういったところではございますが、名称としては鴻巣こどもの権利の日ということで親しみを込めて呼んでいただければと思います。

以上です。

（潮田）これを初めて見たときに、本当にどういうものかなって、何が正しいのかなというのが分からなくて、視覚障がいの方たちの音訳をやるときに、実はこういうものが非常に困ると言ったら変ですけども、どう読んでいいのか分からないというふうなことがありましたので、ちょっとこれ読み方というのを、それもちょうと教えたほうがいいのかな、どうしたらいいのかな、ちょっと悩みながらでございました。分かりました。

あと次に、この条例を私も何度か読ませていただきました。なかなかやっぱり全部、全体感を想像しながらやっていく中で、この条例を知ってもらいたい対象って誰なのかなというのを思ったのですが、それはどのように想定しているのでしょうか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

こちらの条例の中で、それぞれ子どもに関係する方の役割、責務といったところをうたわせていただいております。ここの中で、条文で設けさせていただいているのが市と保護者と地域住民、施設関係者、これらの方、全て知っていただきたいのですけれども、何しろ一番はやっぱり子どもの皆さんに知っていただくのが一番なのかなと思います。私たちはこういう権利を持っているのだというところを認識していただいて、日々過ごしていただきたいというふうな願いが籠もってございます。

以上です。

（潮田）子どもたちに知ってもらいたいのが大事ですね。自分たちはどんな権利があるのかということ子どもたちに知ってもらいたいということで、この前もどこか……文福のちょっとイレギュラーな文福というかな、そこでも少し説明いただいたかと思うのですけれども、子ど

もたち向けの分かりやすいものもつくるというようなのを聞きました。私も東京都北区のほうのを見ましたところ、本当に分かりやすく書いてありました。それは逐条解説とかというのではなくて、その中で、この条例の中でみんなに知ってもらいたいことはこういうことだよということがすごく分かりやすく、こういうのって小学校１年生とかでも分かるようなことかなって。今、子どもの権利といっても、意見が主張できないぐらいのお子さんたちの権利を守るのがすごく大事ですから、小さい子どもたちにも分かるように、だからターゲットでいうと小学校１年生ぐらいの字が読めるようになったぐらいの子たちでも分かるようなものが必要かなというふうに思っているところでもあります。これをどのように示すのかというのをもちろん担当課で考えてくださっていると思うのですが、ここには保育士さんとか、小学校の１、２年生を担当していた先生とか、そういった方たちの視点でやっていただきたいというふうに思っているのですけれども、まずそれはどのような形で示すのか伺います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

潮田委員おっしゃるとおり、子どもたちに伝えるというのは非常に重要だと思っております。我々としても簡単な、易しい版といいますか、分かりやすくかみ砕いたもの、それを子ども向けにかみ砕いた簡潔なものをつくろうと思っております。その作成に当たっては、保育士の皆さんも私のほうの部にはいますし、また学校の先生、教職経験者の方なんかにもちっと意見を伺いながら、アドバイスをもらいながら、他市事例なども参考にして作成してまいりたいと考えております。

以上です。

（潮田）それはいつぐらいまでに、今回これ議決した後にホームページにもきちっと載ると思うのですけれども、それと同じぐらいのタイミングを考えているということでしょうか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

今回これ議決いただきましたら速やかに作業のほう着手いたしまして、令和７年度の第１・四半期ぐらいにはお示しできるように準備のほうを

進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（潮田）それをやるに当たっては、この条例の説明というよりも、子どもたちみんなはこういうふうに守られているのだよということをメッセージ的に示すことができるのが一番かなというふうに思っているのですが、そのやり方で先ほど前任の委員の答弁の中でSNSでとかということがありました。私もこれどういうふうにやったら子どもたちに届くかなというふうに考えたのですけれども、鴻巣市も観光大使たくさんいらっしゃいますよね。その観光大使の方たちにちょっとユーチューブでこの権利条例のことをやってもらおうとかというのでもいいのかなというふうに思いました。個人名で出したらあれですけれども、観光大使の川田妙子さんとか本当に子ども向けの「ちびまる子ちゃん」の中の声も出していたりとかというのもあるので、またとてもこういった子どもの権利とかに思いのある方でいらっしゃるから、別に必ずしも川田さんという意味ではないのですけれども、そういう言葉、文字とかというのもそうだけれども、そういった動画とかでの説明があっても、そのほうが子どもたちには分かりやすいのかなというふうに思うのですけれども、そういったような工夫はできるのでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

大変面白いアイデアだと思います。ありがとうございます。そういった部分も参考にさせていただきながらPRのほうを、こういった方法が効果的なのかというところを検討しまして、動画の活用ですとか、もしくは来年度の事業との連携みたいなところも含めて、こういった手法が効果的なのかというところを考えながら実施してまいりたいと考えております。

以上です。

（高橋）では、議案第18号 鴻巣市こどもの権利条例について、前任者もいろいろと質問されていたのですけれども、アンケートについて、先ほど小学校5年生と中学校2年生についてアンケートをされたというお

話だったのですけれども、今回ヤングケアラーの件というのは高校生のところだと思うのですけれども、たしか文教福祉で市内の高校生の意見を聞きに行きました。それ以外に高校生に意見を今回聞いたアンケートはされていないということだったのですが、ほかに何か方法ってあったのかどうかお聞きしたいです。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

申し訳ございません。先ほどの答弁の中で高校生の部分ちょっと漏れておりまして、実は昨年11月に市内の高校を対象にアンケートのほうをさせていただいております。これは、今回の基本理念の、こども計画のほうの基本理念、どれがいいのかなというところでアンケートを取るのと一緒に、どういったまちになってほしいかというふうなところに関しても一緒にアンケートのほうを実施させていただいております。

以上です。

（高橋）そしたら、その高校生のアンケートの中で今回ヤングケアラーの件というのも権利条例の中に反映されたものというのは、意見の中から反映されたものというものはあるのでしょうか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

そちらのアンケートの中では、具体的にヤングケアラーという部分にはちょっと突っ込んでいたりしなかったもので、その部分というのを反映したというのはございません。

以上です。

（高橋）すみません、ちょっと前任者も質問されていたかもしれないですけれども、今後この条例の改定というか、変えていく上で子どもたちの意見をまた聴取していくというところで、どんなアクションというか、どういうものを予定しているのかというのを伺います。また、そのタイミングというか、スケジュールというか、期間というのですか、も一緒に伺います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

まず、基本的な部分としまして、子どもたちからの意見聴取というのは継続的に実施してまいりたいと考えております。これは、来年度事業の

ところとも関連してくるところではあるのですけれども、そういったところでは継続的に実施してまいりたいと思います。

それから、改正のタイミングというところなのですけれども、これに関しましては、今回条例制定に当たって、内容的にある程度不変性を持っている内容にはなっているのかなというふうには考えております。今後大きなパラダイムシフトなどがあって価値観の大きな変容とかがあった際にはちょっと検討しないといけないのかなとは思っているのですけれども、そういったことがあった際には速やかに今回と同じような形で意見の聴取のほうはさせていただこうとは思いますが、引き続き継続的には意見聴取のほうは実施してまいりたいと考えております。

以上です。

（高橋）すみません。では、そのアンケートとか意見についてのことで、実際に今回アンケートをしていただいて、それが反映されたよということを子どもたちが確認する方法というのはあるのですか。自分たちの意見がちゃんと反映されているのだなという。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

先ほどもちょっと答弁させていただきましたとおり、前文の部分で今回のアンケートから反映させていただいている部分がございます。ホームページなどでそういったところについては紹介していければと考えております。

以上です。

（高橋）高校生の部分というのが今後、子どもというと、なかなかこどもの権利条例って子どものほうが何か、小中学生のほうが強いかなというイメージがあるのですけれども、高校生を反映させていくというか、そういうところで何か課題とか、あとはそれについて対策みたいな、何かそういうところってあるのでしょうか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

今回のこども計画の策定の中で、先ほども申し上げたとおり、高校生からもアンケートのほうを取らせていただいたのですけれども、課題としては回答割合が少なかったというのがあろうかと思います。これは

任意にしたというところも当然あるのですけれども、もっとこういった部分に関心を持ってもらうというところが重要なのかなとは考えております。そういったところで我々もふだんの施策展開の中で、子どもたちに向けてと言ったらあれなのですけれども、こういった権利の部分というところの周知啓発というのを徹底して図ってまいりたいと考えております。

以上です。

（高橋）すみません。では、最後に。一緒に文教福祉で高校生のところにいろいろ意見聞きに行きましたよね。あのときにたくさんすごくいろんなご意見が出たというふうに思っていて、あのときに私たちもすごく勉強になったのですけれども、あのときのご意見というのはしっかりと反映はされたのでしょうか。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

この条例の中に反映というところでは、ちょっとできていないのかなとは思っているのですけれども、次年度以降、あのときの見解の中では意見表明するのが対面が言いやすいというふうな意見があったかと思うのです。そういったこともございますので、来年度事業の中でも高校生たちと一緒に展開していくような事業もございますので、そういった中でいろいろ会話をしながら、意見といいますか、どういったことを考えているのかというところを聞き取りながら事業のほうの展開を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（諏訪）では、議案第18号で1点だけ質問させていただきたいのですけれども、権利条約が制定されてからもう30年は経過しています。今回当市において条例をつくるということになった経緯、もう既に近隣市でもできていますし、かなり前から他市では条例そのものできていますが、今回こどもまんなか会議もあったりしてだとは思いますが、ちょっとスピード速く条例制定までいったなという感慨があるのですが、条例制定に至った経緯を伺いたいと思います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

埼玉県内におきましては、最初に子どもの権利に関する条例を制定したのがふじみ野市で、これが令和4年の4月でした。同年の10月に北本市のほうで施行しているような状況です。近年こういった条例を制定している自治体も徐々が増えてきているような中で、また国においてもこども家庭庁の設置等ございまして、また本市におきましても昨年5月にこどもまんなか応援サポーター宣言をさせていただいております。そういった機運の高まりも受けて今回、今回と申しますか、そろそろ条例ということで本市としても子どもの権利に重きを置いた条例を制定して、市としての姿勢を示していったほうがいいのではないかとというふうなところで今回の制定に至ったものになります。

以上です。

（諏訪）先ほど前任者の方の答弁の中で、この条例をまず第一に子どもたちに知ってもらうことだというご答弁がございました。私もそのとおりだと思っているのです。子どもたちが自分の声、自分の意見をなかなか出しにくい社会構造になっているのかなということを考えています。それは、あらゆる場所、例えば学校だったり、地域社会の中だったりすると思います。ですので、それぞれの施設にももちろんこの条例の内容を知ってもらうということは大事なのですが、まず子どもたちが自分がどんな意見があるのだよということを表明することが大事だなと思います。それがやはりいじめや虐待がなくなることなのかなと思っています。のですけれども、先ほども前任者の子どもたちにどんな方法でこれを知ってもらうのかというところでは、いろいろとアイデアがあるというふうに思いますが、あらゆる現場でこの条例が生かされるようにするためにはどんな方法をお考えなのかを伺いたいと思います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

従前の答弁と重複する部分もあるかと思うのですけれども、やはりこれを知ってもらうということが一番なので、その周知の部分、いろんなアイデア、先ほど潮田委員からも出していただいたのですけれども、そういったアイデアも生かしながら、子どもたちに知ってもらえるような形で我々としては施策のほうを展開してまいりたいと考えております。

以上です。

（諏訪）特に学校現場というのは、子どもたちが一番生育が著しく働くところだと思いますけれども、そういった学校現場でこの子どもの条例について、先生方もそうですし、子どもたちにもそういった研修だとかする機会は考えがあるかどうか伺います。

（こども応援課副参事）先生方についてというところであったかと思うのですけれども、これに関してはちょっと今の段階では検討してございません。これは教育の現場とも連携等も必要になってくるかと思うので、今後の検討課題ということにさせていただきたいと思います。どちらにしましても、学校を通じて、例えば先ほど申し上げました易しい版であるとか、そういったところの展開を図るというふうなところも考えられるかと思うので、そちらに関しましても次年度の事業の中で検討のほうをさせていただければと思います。

以上です。

（芝寄）１点だけ。

相談窓口に来た相談もしかり、先ほど来出ているPR、情報発信にしてみせかりですけれども、部内だけでは収まらないことも当然出てくることが想定されますけれども、横の連携として、このこどもの権利条例に対してはどのように庁舎内で考えていくのかお聞きします。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

もちろんこのこどもの権利条例というのが土台になってくる部分ではあるのですけれども、部署間の連携というのは従来どおりといいますか、もう既に保護すべき児童に対する協議会ですとか、そういった庁内の連携等も図れてございますので、そういった既存の資源を生かしながら今後の施策展開、また権利の擁護に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第18号 鴻巣市こどもの権利条例に反対する立場から討論させていただきます。

子どもの権利については、専門性を持って第三者性をしっかり担保した権利擁護委員会の設置を条例文の中に明確に入れ込む必要があると考えます。第18条、子どもの権利侵害からの救済及び第19条、相談窓口の設置、この条例文のままでは非常に曖昧で表面的で、実際に権利侵害が起こったときにしっかりと対応したいという本市の姿勢が見えません。条例文の中に第三者機関としての権利擁護委員会の設置について入れるべきとし、本議案に反対いたします。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（潮田）議案第18号 鴻巣市こどもの権利条例につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

子どもの命を守ること、笑顔を守ること、暮らしを守ること、将来を守ること、これほど大事なことはありません。国においても、また各全国の自治体においても、こどもの権利条例、今進んでいるところでありますけれども、鴻巣市においても、鴻巣に生まれて、育って、そしてこれから将来にわたって生きていく子どもたちの権利を守る、生きていく、笑顔を守るということをこの条例ではうたっております。この1点でもすばらしいことであるというふうに思っております。子どもを守るのは大人の責任であります。そのことから、この鴻巣市こどもの権利条例に賛成といたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第18号 鴻巣市こどもの権利条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（こども未来部参事兼こども応援課長）それでは、議案第19号 鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

これは、令和7年3月31日をもって常光放課後児童クラブを閉室することに伴い、所要の改正を行うものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（高橋）それでは、議案第19号 鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例について質疑させていただきます。

こちら常光小の利用者というのは、今まではもういらっしゃらなかった。いたのでしょうか。もしいたようでしたら何名か伺います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）令和7年2月1日現在の利用人数は12名となっております。

（高橋）ということは、今回決まって閉鎖して、いつから別なところにその12名の児童たちは移動するというスケジュールになっている。その辺ちょっと詳細に教えていただきたいです。

（こども未来部参事兼こども応援課長）3月31日までは常光放課後児童クラブのほうに在籍をしております、翌日4月1日付で中央放課後児童クラブのほうへ移動となります。

以上です。

（高橋）それについて、保護者だったりとか児童に説明等というのですか、説明会だったりとか、そういった機会というのは設けられたのか、またいつそれがされたのか伺います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）説明のほうにつきましては、常光小学校が閉校するときに、令和5年の4月の段階で利用者のほうの実

施アンケートをしております、利用者のほうに。その後、令和5年7月に個別面談のほうを実施しております、今年度に入りまして、実際に令和7年度の希望する児童のほうの、実際に利用している方のアンケートを行っております。

以上です。

（高橋）そしたら、学校が終わった後にそのまま近くの、中央小に行っているんで、そのまま中央小に行って、お迎えも保護者の方も中央小のほうに迎えに来てという感じになると思うので、バスは帰りは使わないということになるということですね。分かりました。ちなみに、その放課後児童クラブ、建物自体は今後どうなるのか。利活用、近隣の方たちも心配されるのかなと思うので、その辺りというのは何か計画はあるのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）常光の放課後児童クラブにつきましては、常光児童センターの一角を利用しておりますので、常光児童センターとして利用したいと考えております。

（高橋）分かりました。その常光児童センターのそこは何のお部屋になる予定なのですか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）遊戯室のほうを予定しております。

（西尾）では、議案第19号について幾つか質問させていただきます。前任者の質問にも関連するのですけれども、答弁の中で個別に面談をして、それからアンケートもヒアリングも行っているとのことなのですが、これについてどのようなお声が保護者の方からあったか。放課後児童クラブを中央小のほうに移動するということで、常光のほうをなくすということについてのよい点、悪い点いろいろ出たと思うのですけれども、その両方についてどのようなご意見が出たかお伺いします。

（こども未来部参事兼こども応援課長）アンケートを実施しました結果によりますと、保護者の方の送迎が必要になってきますので、送迎距離が長くなるということを心配しているお声が多くありました。あとは、今まで小規模な児童クラブのほうで保育をしておりましたので、大人数

のクラブに慣れるかどうかというのを心配するという声をいただいております。よい声につきましては、ご兄弟で別々のところへ行っているお子さんについて、同じところへ行けるとか、そういう声もいただいております。

以上です。

（西尾）特に送迎の点、保護者の方が車で送迎しなければならなくなると思うのですが、その点について、必ずしも子どもの送迎に使える車を自宅で2台以上確保しているとか、あとは送り迎えをする保護者の方で運転できる方がその時間帯にいるとかという家庭ばかりではないと思うのです。その送迎の足については、現在通われている特に12人のお子さんの保護者の中では解決しているのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）継続する予定の方につきましては、その送迎が難しいというふうになることは聞いておりません。

以上です。

（西尾）送迎が難しいということは聞いていないということは、全て送迎の足についての問題は解決しているということなののでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）そのような認識でおります。

（西尾）現在常光放課後児童クラブに関わっていただいている地域の方の人数をお伺いします。

（こども未来部参事兼こども応援課長）放課後児童クラブの支援員ということではよろしかったのでしょうか。そうしますと、放課後児童クラブの支援員につきましては、現在、任期付短時間勤務職員が1名、会計年度任用職員が5名おります。

（西尾）今任期つきの方1名と会計年度任用職員が5名ということですが、この方々は常光の地域の方々なののでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）地域の方々ではありません。

（芝寄）では、すみません、1点だけ。

跡地を遊戯室に利用されるということですが、市の持ち物、備品等の扱いはどのように考えというか、していくのかお聞きしておきます。

（こども未来部参事兼こども応援課長）現在放課後児童クラブで利用し

ている備品につきましては、他の放課後児童クラブで使えるものにつきましては他の放課後児童クラブのほうで利用する予定になっております。

以上です。

（潮田）前任者がいろいろ質問してくれたので、そこと少しかぶる部分もありますけれども、資料請求で上がっていた令和7年度中央放課後児童クラブの児童数内訳というのが、この表がありますけれども、これは4月1日にスタートする時点、これ日にちが書いていないので、いつの時点での数字になるのか、まず伺います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）4月1日の時点になります。

（潮田）そうすると、この児童数、常光地区、103名の中に14名が含まれているという数字ということよろしいのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）そのとおりです。

（潮田）そうすると、中央放課後児童クラブは2つがあるということ。中で2つに分かれているということ。定員数との関係について確認したいと思います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）中央放課後児童クラブは、本室と分室、分室のほうが学校にあります。現在、3支援体制を取る予定となっております。

（潮田）本室と分室というのは、学年での違いでしょうか、地域で分けているのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）現在学年で分けております。

（潮田）そうすると、兄弟がいる方にとっては両方に迎えに行くという形を取るのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）学校内のほうの分室につきましては、人数が減ってきますと本室のほうに移動してまいります。そういう点を踏まえると、一緒にお迎えに来れるような状況になるかと思えます。

（潮田）すみません、私は今現在の状況がよく分からないのですが、いつも放課後児童クラブの中央小のところのは、インターロッキング

グのところの道路のほうに車が何台が止まっていますけれども、以前は本庁舎のほうの駐車場からでも出入りができたと思うのですけれども、今は送迎はできないのでしたっけ。

（こども未来部参事兼こども応援課長）現在も本庁舎のほうの駐車場を利用して送迎のほうはできております。

（潮田）それを心配しているのは、要はあそこに車が並びますと、自分も庁舎内の駐車場から出るときにとっても危なかったりとかするので、今回これで14、これ兄弟とかがいて全部14台ではないと思うのですけれども、ちょっとそこら辺の心配があって、たまたまそこに出くわすとかなり何台も迎えに来ておりますけれども、それに対しての対策とかというのは何かあるのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）確かにあそこのインターロッキングのところに、正面のところに車をつけてという方が何人かいらっしゃるのは目に留まります。今後は、送迎につきまして、本庁舎の駐車場のほうを使えるような周知のほうを図ってまいりたいかと思えます。以上です。

（潮田）利用するお母様たちにとっては、ぎりぎりで迎えに来てというのがあるからだと思うのですけれども、何しろ子どもたちの安全が大事ですので、これで1年生も今回常光のほうからも5人というふうになると、やっぱり子どもたちがちょっと危ないかなって思ったりとかもしますので、そこら辺を子どもたちの安全のためにというところで配慮があるとよいかなというふうに思っております。

（委員長）続けてどうぞ。

（潮田）すみません。先ほどの答弁の中で、3支援ということになると、一つ一つの定員に対しては余裕があるということになるのでしょうか。確認です。

（こども未来部参事兼こども応援課長）3支援になりますと、一応120名の入室が可能になっております。ですので、全員入所したとしても余裕にはなっております。

（潮田）その3支援というのは、今本室のほうと分室のほうで1支援ず

つだったということですか。3支援になると、どことどこが2つになってというのを確認したいと思います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）本室が2支援、分室が1支援になります。

（潮田）学年で本室と分室で分けるということでありましたけれども、実際には、では分室が何年生、本室が何年生というのが今分かりますか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）本室が低学年です。分室が3年生以上になっています。

（諏訪）では、何点か質問させていただきます。

前任者が支援員さんのことを質問されていました。任期付職員が1名、それから会計年度任用職員が5名ということなのですが、この6名の方々の4月1日以降の異動先といたしますか、人事はどのようなになるのでしょうか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）ご本人たちにアンケートのほうを取りまして、引き続き市の職員として働いていただくか、もしくは中央放課後児童クラブのほうに勤務していただくか、また以前常光放課後児童クラブのほうで三楽さんのほうで指定管理しておりましたので、そちら、どちらのほうで勤務をしたいかというようなアンケートのほうを取らせていただきました。そうしましたところ、皆さん三楽さんのほう、あたご放課後児童クラブなのですが、そちらのほうでの勤務のほうを希望しております。1名、ご家庭の事情により退職を希望している方がおります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、4名の方があたご放課後児童クラブさんのほうに4月1日以降行かれるということで、いわゆる転籍になるのでしょうか、それとも……そうですね。民間のところに移るということですので、転籍になるのかと思うのですけれども、処遇はどのように変化しますか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）全部で任期つきが1名、会計年度が5名で、うち1名が退職ということになりますので、5名の方があ

たご放課後児童クラブのほうに異動されます。処遇につきましては、指定管理である三楽のほうの基準に基づいたものになります。

以上です。

（諏訪）放課後児童クラブから帰る際に、現在はスクールバスを利用されているのでしょうか、常光の子どもたち。

（こども未来部参事兼こども応援課長）現在、常光の放課後児童クラブのほうに帰る際はスクールバスのほうを利用しております。

（諏訪）そうしますと、常光放課後児童クラブがなくなることですと、帰りの中央小学校からのスクールバスに人数の変化が出るかと思えますけれども、バスの台数だとか、それから運行のコースなどに大きな変更はありますか。

（教育部参事兼教育総務課長）スクールバスの送迎につきましてお答えをさせていただきます。

台数につきましては、変更はございません。常光地域から朝中央小学校のほうに登校する児童の人数は変更ございませんので、台数については変更がないことになります。

以上です。

（諏訪）台数に変化がないということですので、そうしますとコースが若干変更になるというだけでよろしいのでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

すみません。コースにつきましても、全てのコースが常光学童の、常光公民館が乗降場所にそもそもなっておりますので、コースについても原則は変更はございません。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第19号 鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条

例の一部を改正する条例に反対の立場から討論させていただきます。
常光放課後児童クラブを今年3月31日をもって閉室するということですが、現在12人の子どもたちが常光放課後児童クラブに通っているとのことです。もし存続した場合は、今後の利用も見込まれるのではないのでしょうか。放課後児童クラブが遠くなれば保護者の送迎の負担も生まれます。利用児童が複数いる限りは存続が望ましいという立場から、本議案に反対いたします。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。ないですね。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第19号 鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時10分）

（開議 午前10時24分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第20号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）それでは、議案第20号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律の一部改正が行われたことにより、所要の改正を行うものです。

内容としましては、母子健康包括支援センターの業務をこども家庭センターにおいて行うとされたことから、「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センター」へ文言を修正、児童手当の所得制限が撤廃され、児童手当法から特例給付に関する規定がなくなったことから、「特例給付」の文言を削除、また番号利用法の一部改正により、条例において引用している番号利用法の条文の項番号が繰り下げられることから、条項番号を改めるものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（潮田）議案第20号についてであります。児童手当の所得制限が撤廃されることから、昨年10月から特例給付がもう既になくなっているところでもありますけれども、本市においてその対象となった世帯数、子どもの数を伺います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）それでは、お答えいたします。すみません、世帯数ではなく受給者数で述べさせていただきます。特例給付の受給者数は約400人、児童数は約610人となっております。

以上です。

（潮田）その610人が所得制限がなくなったことで支給されるようになったわけですが、これ年齢によって金額が違いますので、この610人の影響額というのは幾らだったのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）大変申し訳ございませんが、今回の改正で特例給付のみの数字を捉えておりませんで、資料がございません。申し訳ございません。

（潮田）特例給付の分だけというのは取ってなくて、年齢によって金額も変わったからというところですよ。でも、これ後に数字としては、今すぐではなくても、後に数字は確認できるのでしょうか、この金額については。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）大変申し訳ございませんでした。

最終的に数字のほうは出るかなと思いますので、確認をしておきます。
以上です。

（潮田）母子健康包括支援センターとこども家庭センター、これ単純に名称が変わっただけというふうに思ってよいのか、ほかに何か変わった部分はあるのか伺います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）それでは、お答えいたします。母子健康包括支援センターは、母子保健法上の名称であり、子育て世代包括支援センターにおける母子健康保健機能（P.27「母子保健機能」に発言訂正）を担っておりました。令和6年4月に設置したこども家庭センターは、この母子保健機能と子ども家庭総合支援拠点が担っていた児童福祉機能を統合したものです。母子保健機能の内容について大きな変更はございません。

以上です。

（潮田）番号利用法のほうの改正によって文言が変わったという当初説明がございました。どこの部分がどういうふうに変ったということがあったのか、それ確認をしたいと思います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）鴻巣市個人情報番号利用及び特定個人情報情報の条例の中の別表の中の文言が修正されました。

以上です。

（潮田）その改正されたものというのは、特にこの児童手当のことに直接関わる内容ではなくてということでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）鴻巣市の条文の別表第2のところに「特例給付」という文言がございました。それを、もともとの児童手当法のほうがなくなったものですから、こちらの鴻巣市の条文についても必要がないということで、今回削除されたものです。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（委員長、すみませんの声あり）

（こども未来部参事兼子育て支援課長）先ほど1回目の答弁のところで私のほうが間違いがございましたので、訂正させていただきます。

母子健康包括支援センターの質問に対して、「子育て世代包括支援センターにおける母子保健機能を担っていました」と申し上げるべきところ、「母子健康保健機能」と申し上げてしまいました。おわびして訂正いたします。

以上です。

（委員長）ただいまの訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですね。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第20号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論させていただきます。

今回の条例改正は、母子健康法及び児童手当法の一部改正に伴い生じた所要の改正ということですが、そもそもマイナンバーカードのさらなる利用促進を図るための条例である鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に反対しております。理由は、国による個人情報収集と国民監視につながることや、個人情報の漏えいや悪用などを恐れる国民も多い中、任意であるはずのマイナンバーカードを実質的に国民に強要する形となっているマイナンバー制度が前提となっている条例だからです。したがって、その条例改正である本議案に反対いたします。以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対また賛成の討論はありませんか。大丈夫ですね。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第20号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時33分)

(開議 午前10時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第21号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、執行部の説明を求めます。

(こども未来部参事兼保育課長) それでは、議案第21号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましてご説明いたします。

本市では、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援の強化として、令和8年度から本格実施されるこども誰でも通園制度の試行的事業を令和6年8月から実施しておりますが、同制度が令和7年度から児童福祉法に定める乳児等通園支援事業として創設されることに伴い、本市においても当該事業を実施するため、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、国が定めた基準に合わせて本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について新たに制定するものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(西尾) では、議案第21号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について質問させていただきます。

昨年8月から本市は他市に先駆けてこども誰でも通園制度の試行的事業を実施してきましたが、乳児等通園支援制度を始めるに当たって、これ

までの試行について、利用者、保育士、それから事業者に対するアンケート調査や実施報告の取りまとめなどを行ってきたか、もしくはこれから行う予定はあるか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

実施状況というか、利用人数等々の状況につきましては、毎月事業所のほうから情報を得ております。

以上です。

（西尾）人数だけではなくて、やはり利用者の方からのヒアリング、それから特に受け入れる側の保育士さんのほうに対する詳細なヒアリング、それを行って、事業者に対しても行って、潜在的なリスクも含めて課題の洗い出し、それからそれに対する対応、検討をしっかりと行ってこそ、他市に先駆けて本市が、特に埼玉県内では4市しか行っていないのですから、その試行的な事業の振り返りをちゃんと行ってこそだ思うのです。それを引き続き国の制度として実施するに当たってでも。それについてのしっかりとした振り返りを今後行う予定はあるのかどうか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）各事業者等にヒアリング等につきましては、国のほうにおいても中間的な状況の確認とか、そういうものもちょっとございましたので、基本的には各事業者においてどういったことに課題があるのかとか、そういう部分についてはヒアリングをさせていただいて回答とさせていただきました。また、毎月毎月利用料のほうの入金がございますので、そのときに何か課題があるかどうかというのを簡単に、口頭ではありますけれども、確認等はしているところです。

以上です。

（西尾）私が最も危惧しておりますのは現場の保育士さんの状況です。やはりふだん通り慣れているお子さんではない、しかも年齢的にも非常に低いお子さんが1日に、月10時間以内ということでしたけれども、短時間、1時間とか2時間とか短時間預けられるということが発生する中で、ふだんから多忙な保育士さん、人員配置も含めてどのような状況に今回なったのかということを非常に心配して、危惧しております。子ど

もの命を預かる現場で保育士さんの精神的な、神経的な疲労、負担もかなりのものだと思います。体力的にも相当なものだと思います。そういった現場の声をしっかりと吸い上げて、行政として検討課題があるかどうかやっていかないと、何かもし今後事業を行っていくに当たって万が一事故が起こったときに、現場の責任、自己責任になりかねないと思うのです。行政がしっかりとどこまでこの問題について保育士さんと、それから事業者さん、それから利用者さん含めて一緒にやっていけるかどうかというところが鍵だと思うのですけれども、そのこのところについての考え方はいかがでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）委員のおっしゃるとおり、各事業者さんと連携しながらそういったことは進めていかないとというふうには思っておりますので、そういった現場における課題、特に保育士さんのどういったことを考えているのか、何が大変なのかということをよく洗い出して、ちょっと考えながらやっていければなというふうに思っています。一応今の段階ではいろいろと、小さいものもちょっと確認はしているところなのですけれども、総合的にそういった部分をこれからも引き続き連携していきながらやっていきたいと思っています。

以上です。

（高橋）議案第21号、すみません、ちょっと予算のほうで思っていたのですけれども、こちらで質問させていただきます。

資料のほうで分かりやすくまとめていただいて、ありがとうございます。前任者のほうもおっしゃっていたのですけれども、やっぱりモニタリングをしていく中で一番私は利用する側、とてもこれというのは、例えば利用する人、当事者の気持ちを考えてみると、子育て中で大変で、ちょっと預けるところがあるというこの安心感、本当に素晴らしいものだと思います。だからこそちょっと期待をしている中で、モニタリングした中で、利用するまでのスキームというのですか、予約してとかとちょっと書いていただいているのですけれども、面談もしてということで丁寧にやってくださっているのはすごくとてもいいことなのだと思いますけれども、ちょっと面倒というか、どんな感じで、その利用するまでのスキ-

ム、かかる時間等も含めてちょっと説明をしていただいてもいいですか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

利用に当たりましては、ちょっと簡単に申し上げますと、利用者のほうからまず利用申請をいただきまして、それに対して利用承認を市が行う。その後、利用券、チケットの受領をしていただいて、各事業所における初回面談をしていただいて、子どもの様子をそこで詳細に確認をする。その後に予約、利用という、簡単に言うと流れになっております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。

ちょっとすごく細かいことをもう一回、もうちょっといいですか、お聞きしても。電子申請ができるということで、すごくいいなと。赤ちゃんを連れて移動するのもすごくやっぱり大変ですよ。なので、電子申請ができるというのはとてもいいなと。では、このチケット、利用券受け取りというのは、これは窓口ですか、それとも送って来てくださいますか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

チケットのほうにつきましては、基本的には窓口なのですが、利用される施設で受け取ることになっていきますので、特に負担はないのかなというふうには考えております。

以上です。

（高橋）では、申請をして、チケットを利用するところに取りに行き、その日に合わせて面談をしていただいて、またその面談を受けた日に、面談を受けてから認定を受けるということですよ。ではなくて認定を受けてから面談になる。チケットをもらって面談をする、予約をするという感じで、ではお母さんが行くのは、本人が行くのはその面談のときと2回ということでもいいですか。

（こども未来部参事兼保育課長）そのような認識でおります。

（高橋）利用の予約というのは電子申請ですか。

（こども未来部参事兼保育課長）公立のほうにつきましては、受託している事業者のほうでシステムを用いていますので、電子申請という形で

すか、大まかに言うと。電話ではなくて、簡単な予約システムを持っていますので、そちらを使って予約のほうの受付をしているという形になります。

以上です。

（高橋）すみません、ちょっと分かりづらかったのですけれども、公立のほうはということ、両方とも公立ですよ。

（こども未来部参事兼保育課長）公立2か所、生出塚保育所のほうにある子育て支援センターと川里ひまわり保育園のほうにある子育て支援センターの2か所が今公立のほうで委託をしてこども誰でも通園制度のほうを実施しているのですけれども、そちらのほうの受託の事業者さんのほうでその予約システムを持っていますので、それを使って各利用者は予約をしているというふうな状況になっております。

以上です。

（高橋）ということは、では予約を申請、ネットか何かで予約をして、それで連れて行って、その時間の管理というのも、では施設側のほうが、受託されているほうの施設側さんがその10時間というのは管理されていてという感じに。というのも、すみません、やっぱり赤ちゃんを連れて大変な時期で、利用者のお気持ちを考えるとどんな感じで利用しやすくなっているのかなというのを、ちょっとそこを整理したくて聞いています。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

予約のほうはネットを通じてできますので、利用のときにチケットを持ってきていただければそれで利用していただくという流れになります。

以上です。

（高橋）では、そういったところからいろいろ課題のところも書いてくださっていたのですけれども、小さい赤ちゃんを連れてなかなか動きづらい、だからこそ助けてほしいというか、レスパイトの意味もあってこういうところに預けたいというのが目的だと思うのです、そもそも。そういったスキームのところの整理だったりとか、そういう課題も出てきていると思うのですけれども、今後その見直しみたいなところというの

は考えていらっしゃるのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）今、こども誰でも通園制度の利用のスキームにつきましては、国のほうの手引のようなものが今後出てきて、そちらのほうに今やっているような形の流れが記されているのが現実というか、実情になっておりまして、今の段階では申請はあくまでも紙または電子申請で行って、ちょっと今後の話になるのですけれども、国のほうで予約システムを現在構築というか、これから稼働させるというような形になっておりまして、そうなってきますと全国一律的に予約がウェブのほうから、システム上から可能になるというような話を今確認しているところです。

（高橋）すごくそれとても楽しみなのですけれども、その国のほうのやつというのはいつぐらいでスケジュール的には鴻巣市にも反映できそうなのというのは、めどは立っていますか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。
本格実施が令和8年度からというふうになっていますので、7年度中にそういったものを稼働していく形になってくるかなというふうに思っています。

以上です。

（高橋）そうしましたら、あとその周知、利用される方というのは大体対象年齢が若い方というか、20代、30代、40代とかの方なのかなと思うのですけれども、昨年たしか質問させていただいたのですけれども、そのときに周知方法として紙媒体ではなくてSNS等だったりとか、ほかにも4か月健診だったりとか、そういうタイミングで周知することを検討しますというふうに言ってくださったのですけれども、そこは実践していただいたのでしょうか。また、計画として入っているのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。
ホームページをはじめ、SNSのほうにも載せまして、かついろんな相談会とか健診とか、1歳6か月とか、そういった部分にも出向いて積極的にチラシ等を配って、こういった制度がありますよということで周知を図っているところです。

以上です。

（高橋）答弁漏れです。4か月健診でやったださるって言っていたのは、やったださったのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）4か月健診のほうもやっております。以上です。

（高橋）ありがとうございます。

そうしましたら、あとすみません、（５）の衛生管理等及び食事に関する事項について定めるものと、ここを、すみません、ちょっと詳しく、どういうことなのかちょっと分かりにくかったので、説明をお願いいたします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

条例案の第15条と第16条に、15条のほうは衛生管理ということで、事業者のほうは衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならないということで記しておりまして、16条のほうで食事の形、食事を提供する場合には加熱、保存等の調理機能を有する設備を設けなければならないということの部分の一般的な内容になっております。

以上です。

（高橋）ということは、すみません、今の話だと、確かに預けたときに食事時間に重なる、またぐときもあるかなと思うのですけれども、食事についても施設のほうで対応してくださるということですか。かなりちっちゃい、離乳食とかになるのかなというイメージなののですけれども、そこまでも準備をしていただけるのですか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

公立におきましては、給食室がございまして、そちらのほうと連携して、歳児に合わせた食事のほうの、有料になりますけれども、提供のほうをさせていただいております。

（高橋）すみません。となると、アレルギー等の、その辺りの扱いというか、その辺というのはどのように対応していらっしゃいますか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

アレルギー等につきましては、初回面談のときにできるだけ詳しく、そ

ういったものがあるかどうかも含めて全て聞き取った上で、実際にそれを給食提供がある場合には給食のほうに事前にお伝えしておくという形を取っています。

以上です。

（芝罘）では、私のほうから何点か、今日頂いた資料の中から。

2 ページ目の③のまずは人数と時間、試行事業の内訳が出ているのですが、けれども、まず1人月10時間ということで、昨年これを聞いたときに、物すごく小さい子を抱えている親御さんにはいいものだかと昨年本当感じて、ぜひとも進めていただきたいなと思ったところでございます。ただ、そのときに月10時間が妥当なのかというところにそのときは思ったのですけれども、試行事業だから仕方ないのかなと思ったのですけれども、これもう本格実施でも10時間ということでまずはやるのかを確認いたします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

現在、まだ本格実施前でございますので、正確に8年度から10時間になるかどうかというのはまだ不明ですけれども、来年度につきましては一応本市も10時間で行う予定です。

以上です。

（芝罘）その辺はこれからいろいろアンケートとか取るとか言っていますので、お子様を抱えている親御さんの使いやすい制度にぜひとも持っていっていただきたいたいというところであります。

ここで、1時間300円ということで、試行事業では公立2つ、民間1つで行ったということで、これ資料でいいかなと思うのですけれども、本格実施になった場合に民間に支払う金額、どのような算定基準になってくるのかお聞きします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

乳児等のための支援給付ということで、各民間のほうに給付のほう払うことになるのですけれども、そちらのほうの詳細につきましてはまだ国のほうから示されてございませんので、示され次第またお話しさせていただきます。

以上です。

（芝 寄）では、今後ということ。分かりました。

確認なのですけれども、本格的に始まるとしましたら、ちょっとこれ確認なのですけれども、2 ページ目の真ん中に米印で一時預かり事業を実施している民間保育施設、この施設が対象になり、ここでも預けられるという認識でよろしいのですか。確認です。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

資料の米印の一時預かり事業を実施している民間保育施設というのは、あくまでも一時預かり事業のほうを実施している施設でございますので、こちらのほうがこども誰でも通園制度を実施するとは限らない状況です。

以上です。

（芝 寄）では、今後まだ使える場所が、預けられる場所が増えていくということで、そういう認識でよろしいのですか。

（こども未来部参事兼保育課長）条件等そろえば、各保育施設におかれましては、2 歳未満児については結構保育需要が高くて、実際のところ空きがない状況もありますので、今後の子どもの状況に応じてもちよつと変わってくるかと思うのですけれども、空いてくればどんどん施設が増えてくる可能性は考えられるのかなというふうには思っています。

以上です。

（潮 田）この議案第21号については、すごく分かりやすい表を作っていたいただきましたので、これで分かるのですが、まず確認いたします。資料請求のほうでも出させていただきました一時預かり事業とこども誰でも通園制度、そもそもこれは全く別な事業。だけれども、両方を使うことができるかどうか確認いたします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

一時預かりにおきましては、その理由が必要になってくるというのが主な部分でして、理由がなくてもリフレッシュのためにということで1 日は使えるという部分がありますので、両方と言われれば両方使えるのかなというふうには認識しております。

以上です。

（潮田）そういった中で、これ次の資料請求の中で一般型と余裕型との違いというところを資料請求でも出しているのですけれども、実際鴻巣市の場合はこの中の余裕型はできないということで最後見えてきた課題のところであったのですけれども、ということは今回の令和7年度でやるこども誰でも通園制度は一般型ということでよいかどうか確認いたします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

委員の認識のとおり、一般型のほうで実施する予定です。

以上です。

（潮田）そうすると、今通常のほうの保育をしている方がやるというのではなくて、全く別な職員が保育をするということによろしいでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

認識のとおりでございます。

以上です。

（潮田）そうすると、今ここの資料請求のほうで出していただいたのは、公立のほうだけが記載をされております。一時預かり事業のほうの預かってくれるところというのは名称が載っていますけれども、こども誰でも通園制度のほうの私立のほうにつきましては、資料請求でやっている、これ③番になるかな、のところの表でいくと、これは今にこにこ保育園が試行事業のときにはやっていた。本格のときには、このにこにこ保育園でよいかどうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

本格実施は8年度からになっておりますので、7年度はあくまでも乳児等通園支援事業という形で子ども・子育て支援法に係る地域子ども・子育て事業の一つとして実施するという形になりますので。

（潮田）すみません、令和7年度の意味です。8年度の意味ではなくて、7年度はどうなのかということを聞いております。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

7年度につきましては、民間保育施設については、にこにこ保育園は一応6年度でちょっと今のところは、7年度から認可が必要になってきますので、まだちょっとそちらのほうの申請はいただいておりますので、予定されるところが別のところで1か所ございます。

以上です。

（潮田）別な私立のところというのが、これは使う側からすると、いつの時点でホームページ上とかに載るというふうに、それが分かっていると、これって申請をして比較的早く使えるようになりますので、いつの時点でホームページ上にこの私立のほうに載ることになるのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

現在認可の途中でございますので、その認可下りるかどうかなというのはまだこれからの形になりますので、予定としては、できれば3月末に認可していければなというふうには思っていますけれども、まだ審査中でございますので、はっきりとはちょっと。申し訳ございません。

（潮田）この通称誰でも通園制度のことが令和7年度のほうでのひなちゃん子育てガイドブックにはどのような形で載せることができるのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

ひなちゃんガイドブックのほうにつきましては、公立のほうの2か所のみ記載させていただいております。まだちょっと民間のほうは未定でございますので、そちらが決まり次第、そちらのほうはホームページのほうで周知してまいりたいと考えております。

以上です。

（潮田）ひなちゃんガイドブックのほかにも子育ての関係の情報発信がありますよね。そういったほうのには随時というか、決定し次第載せていただけるということでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）委員の認識のとおり、そちらのほう、いろいろ多様な部分で、ホームページのほかにSNS等にも周知してまいりたいと考えております。

以上です。

（潮田）あとは、代替保育とか保育内容、これも21号でいいのでしたね。違いました。別のところになるか。では、ごめんなさい、これではなくて、そうしましたら、このこども誰でも通園制度のほうを利用した方の中で児童虐待が疑われるようなことがあった場合、これは今までもやっていた一時預かりでもあり得ることかとも思うのですけれども、そういった場合の通報だとか対応、これ保育園、保育所の場合は親とのコミュニケーションもある程度取れているからいいのですけれども、この誰でも通園制度とかでそういうことが発覚したような場合はどのような対応となっていくのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

乳児等通園支援事業におきましては、今後ちょっと国のほうでその運営の手引みたいなのが出される予定なのですけれども、国が今ちょっと考えているのが、そういった児童虐待の通報等があった場合には、令和5年の5月に作成されております保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインというものがございまして、それを踏まえて適切に対応するべきということで申し上げておりますので、市のほうもそれに準じて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

（潮田）そうすると、先ほどの保育所等のガイドライン、この等の中に子育て支援センターが入るのではなくて、こども誰でも通園制度を扱っているところがその保育所等というところに含まれるということでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

ちょっと確定ではございませんけれども、そのように認識しているところでは。

以上です。

（潮田）このこども誰でも通園制度が施行されてから、これって県内でも少ないところで、4つしかないところでやってきておりますので、親御さんたちからの声、悪い意味での声ではない、ここに課題のほうは書

いてありますけれども、よいほうの声を幾つか教えていただきたいと思います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

伺った、いただいた声としましては、1時間や2時間といった短い時間でも預けることができるとか、働いているなどの理由がなくても預けることができる、また実家が遠いので何かあったときに預けられる場所があるのはとても安心感があるといった、そういった声をいただいております。

以上です。

（潮田）あとは、障がいのあるお子さんの場合も受入れは一応するという形であったかなというふうに思うのですけれども、試行事業の間にそういった相談というか、そういったケースはあったのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

1月末現在になってしまうのですけれども、障がい児の利用についてはございませんでした。

以上です。

（潮田）そうしますと、見えてきた課題のところ、初回面談で聞き取りした状況と利用時の状況が変わっていることがあるので不安というのが書いてあるのですけれども、これはどういった内容だったか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

この場合、かなり利用の頻度が少なく、子どもの成長も早いものですから、初回からかなり少し、数か月空いた後に利用ということがあったりとか、特に例えば離乳食の提供なんかは月によって全然変わってきてしまいますので、そういった部分でちょっと大変だったなという声はいただいております。

以上です。

（諏訪）では、ただいまのこども誰でも支援なのですけれども、まず先ほど前任者の質問の中でお答えになったことで、国からまだいわゆる料金について示されていないというようなご答弁があったかと思うのですけれども、見えてきた課題を読みますと、事業者のほうからは、補助単

価の設定、利用時間数に係る単価のみであったから、運営面で安定的な財源の確保は難しい状況だったというような課題が事業者のほうから寄せられております。いわゆる1時間の単価、保育単価でしょうか、が幾らで設定されていたのかを伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

令和6年度につきましては、1人当たり850円という金額が設定されておりました。

以上です。

（諏訪）それは、いわゆる6か月児、1歳児、2歳児、全てなのでしょうか。

それとあとは、プラス300円の利用料金、この利用料金は実際に事業者のほうに支払われているということによろしいのですか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

令和6年度の試行的事業につきましては、一律850円となっております。利用料につきましては、公立におきましては市のほうに納付になりまして、民間におきましてはそのまま民間さんのほうの収入ということで入っております。

以上です。

（諏訪）1時間一律850円、プラス直接民間の方、事業者ですとプラス300円で1,150円の保育料があったということなのですかけれども、これに対して今後ほかの保育の公定価格と比較してどのように市は受け止めていらっしゃるのか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

乳児等通園支援事業を今後やっていくに当たって、余裕活用型であれば現在その施設がありまして、既に給付を受けているという部分がありますので、いろんな光熱水費等々の固定費が支払うことができるのですけれども、例えば一般型になってきますと単独でそれを運営しなくては行けないという部分がございますので、その部分についてはやっぱり運営的には厳しいものがあるのかなというふうには認識しております。

以上です。

（諏訪）運営的に非常に厳しい金額だと私も感じます。といいますのは、1時間利用の方がたくさん多いと、受け入れてお帰りになって、受け入れてお帰りになって、それがやはり現場では大変だと思います。そういった中で、運営上非常に事業者にとっては、これは大変な事業になっていくのではないかと思いますけれども、その辺は、本格運用するに当たって、料金に対しての要するに国に対して何か助言といいますか、実際にこういったケースがあるということで訴えることは予定されていますか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。
機会があるごとに国や県通じて国等に要望していきたいなというふうには考えております。
以上です。

（諏訪）先ほど利用者さんのほうの立場からいわゆる、これは利用者さんの立場ではないのですが、見えてきた課題の中で、初回時と大分月齢が変わってくると、利用するときに月齢が変わるとお子様も随分と成長が著しく変わるかと思うのですけれども、そういったときのいわゆるアセスメントというのでしょうか、聞き取りというのはどんな状況で行うように制度的にするのか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。
そういった場合があると思いますので、その場合には利用の前に事前に電話で聞き取りなどの対応をして、安全に提供できるような体制を考えているところでございます。
以上です。

（諏訪）条例を見ますと、かなりこの保育の内容、保育に関わる人への研修やそういったものが求められるようになっておりますけれども、実際に研修制度などは併せて考えられるのでしょうか。伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。
研修につきましては、民間と、また県のほうでもいろいろと研修機会のほうがございますので、そういった部分を活用しながら質の向上を図っていければというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）現在でも保育士さんの働く現場というのは本当に大変だというのは聞いております。研修制度も月1回程度、お休みの日に受けられるようになればいいぐらいのことをよく聞くのですけれども、こういった中でこの研修というのは、県や、あとは市、何かお考えがあるか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

本市においては、市のほうの研修も6月と、あとは10月、11月ぐらいに年2回ほど研修のほうを提供させていただいておりまして、もちろん民間さんのほうも出ることは可能になっております。時期的には大体土曜日に実施していることが多いです。

以上です。

（諏訪）利用が時間単位であるということになるのですけれども、その利用時間と、それから保育士の配置基準、例えばゼロ歳ですと3人に1人ということになっておりますけれども、受け入れた時間が重なっている部分での保育士の配置基準にどのようにカウントしていくのか、その辺が大変難しいところではないかなと思うのですけれども、今回、令和6年度に行った中でそういった課題はなかったでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

年齢に応じて何対幾つというのが決まっております、基本的には低年齢の利用者がいても人員的には配置できるような形で人の配置はしているところなのですけれども、例えば公立なんかであれば2か所やっておりますので、職員のやり取りというのですか、何かその辺を使いながら常に安全な保育が提供できるように対応はしているところでございます。

以上です。

（諏訪）あと、保育士の基準なのですけれども、実際に働く方々は保育士資格は持っている方は半数程度でよいというように書かれていたように思うのですけれども、今回、令和6年度に行った中の公立と民間保育所、この辺の基準は当然守られているとは思っているのですけれども、実際に

提供をしている側のそういった基準をどのようにフィードバックされているのか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

そういった部分、基準に合うように業者のほうの選定をしておりますので、その点については問題ないかと思っております。

以上です。

（諏訪）まず、利用申請は保育課で受け付けるということになるかと思うのですが、業務が大変煩雑になるかと思いますが、その辺は令和7年度に関しては保育課の人員体制というのはどのように考えているのか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

乳児等通園支援事業につきましては、1名の専任の会計年度任用職員がごございますので、それと正職員も合わせて課全体で対応していきたいと考えております。

以上です。

（高橋）すみません。先ほど潮田委員の質問の中でちょっと関連してなのですが、確認したいことがありまして、一時預かり事業とこども誰でも通園制度は一緒に使えますよというお話だったと思うのですが、保育園に預けている、保育園というのは利用基準に基づいてというか、働いている方だったりとか、何らかの理由があつてという方だけ、というのも例えば働いているお母さんが仕事のときは保育園に預けているけれども、お休みの日に、では美容院行きたいですとか、そういうときにはこども誰でも通園制度のほうを利用したいのですという、そういう合わせ方というか、というのは一緒に使うことはできるのかだけちょっと確認いたします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

基本的に、こども誰でも通園制度につきましては、そういった保育所等に所属していない児童が対象となっておりますので、基本的には使えない状況です。

以上です。

（高橋）では、使えないということですよね。そしたら、これも確認なのですけれども、たしか私の記憶だと保育園に仕事が休みの日に預けてはいけなかったっけ。ちょっとそこを、すみません、確認だけ。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

今現在の給付、公定価格においては週6日という形になっておりますので、基本的に1日はまず休んでいただくというのが現状ではあります。そのほかに、例えば土曜日仕事の方とか、お願いにはなってしまうのですけれども、基本的に家庭で保育ができないという部分で、何かの理由があることでお預かりしている部分がありますので、例えばお休みということは事由的には発生していない部分があるのですけれども、あくまでもお願いとして休んでいただきたいなというふうには考えております。

以上です。

（高橋）ごめんなさい、戻ってしまうのですけれども、こども誰でも通園制度はもう規則的にやっぱり駄目なのですね、保育園にとかに預ける。一時預かりは大丈夫という話でしたよね、たしか。駄目でしたっけ。一時預かりをやっている方がこども誰でも通園制度に預けることも、そこはオーケー。組合せが。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

一時預かりのほうも保育所等に通っていない子が使う場合になりますので、基本的には保育所等に通っている場合には一時預かりもこども誰でも通園制度も利用できない状況です。

以上です。

（高橋）では、潮田委員のやつは、一時預かりで預けている子がこども誰でも通園制度を利用するのはオーケーということ。何となく私の感覚だと、お母さんって、働いていようが、働いていまいが、やっぱりすごく大変な時期なので、お仕事で預ける保育とはまた別の、こども誰でも通園制度というのは別なものというか、レスパイト的なところだったりとか、そういうものなのかなというイメージだったので、そこが使用できないというのは、規則的に駄目ということなので、仕方ないと思う

のですけれども、そこら辺というのはもう国のほうにそういう声だったりとか何か、変えていくというか、モニタリングなので、そういうところというのはもう声として上げられることというのはできるのかなって、現場の声として、そういうことって可能なのですか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

その基準的なものというのはやっぱり従うべき基準がほとんどになっていきますので、やっぱり基本的には国のほうに合わせていくことが必要になってくるのかなと。それで、実施した場合には給付のほうを受けるという話になりますので、やっぱり現状難しいかなというふうには考えています。

以上です。

（西尾）先ほど前任者の質問に対する答弁の中で国が統一したシステムを現在構築しているというようなことをおっしゃっていたのですけれども、ちょっと確認したいのですが、ということは今後、例えば本市の事業所が他市のお子さんを預かったり、あるいは本市のお子さんを他市の事業所で預かる、例えば保護者の方が冠婚葬祭などで帰省して離れたところに行って、そのところで子どもを一時的に事業所に預けるとか、そういったようなことが生じるのか、そういった運用もなされる可能性があるのかどうか、把握している範囲でお伺いします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

そちらにつきましては、将来的というか、それも可能にはなってくるのですけれども、ただやっぱり子どもの状況を事業者が全く知らないという部分、またちょっと個人情報に関係もありますので、初回面談というのがそれを、今ちょっと国のほうでも課題にはなっている部分ではあるのですけれども、大筋では全国的に使えるような形では考えているようです。

以上です。

（西尾）ということは、その点についてのそういった他の自治体の事業所さんに預かっていただく、もしくは他の自治体のお子さんを本市の事業所が預かるということで生じるリスクなどの検討は本市では既に行っ

ているのかどうかお伺いします。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

まだ、すみません、詳細にはちょっとその辺のリスクは考えてはいないのですけれども、特に場所によって、今回、今も試行的事業を幾つか全国的に行っているところなのですけれども、場所によっては給食提供をしないとか、いろいろちょっと方法がまちまちでございますので、実際にその給食提供も義務ではないと思いますので、そういった部分を含めてまだまだちょっと課題が多いのかなということがありますので、ちょっと一概には、ごめんなさい、申し上げることはできないのですけれども。

以上です。

（潮田）すみません。前任者のいろいろ皆さんのを聞いている中でちょっと確認なのですけれども、まずこれは、こども誰でも通園制度の生田塚と川里のところ、これ指定管理でしたっけ。委託でしたっけ。

（こども未来部参事兼保育課長）ご認識のとおり、委託事業になります。以上です。

（潮田）そうすると、それまでやっていた子育て支援センターとしてのエリア分けとかというのをしているのか、場所ですね、建物の中で別に行っているのか、普通に今までも来ていた子育て支援センターを親子で利用する方と一緒にのお部屋なのかどうか、確認です。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

こども誰でも通園制度につきましては、一時預かりと一緒に行的っておりまして、親子で来る支援センターのほうにつきましては別の部屋になります。別々に運営というか、事業を行的しております。

以上です。

（潮田）すみません。そうすると、今の答弁で、一時預かりと同じということになると、そうすると一時預かりのほうのエリアと……すみません。一時預かりのほうも委託で同じ業者がやっているということですのでよろしいのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

ご認識のとおりになります。

以上です。

（潮田）そうすると、先ほど一番最初に私が質問したときに、一時預かりとこども誰でも通園制度を両方使うことができるというのは、一日のうちに同じ、何時から何時まではこっちの利用、何時から何時までは誰でも通園制度のほうとかというふうに使えるという意味に取ってよろしいでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

おおむね間違いではないのですが、理由がない場合にはちょっと一時預かりも使えない、リフレッシュは1日しか使えないという部分がありますので、それを超えた場合にはちょっとその辺は難しくなってきます。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第21号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に反対の立場から討論いたします。

こども誰でも通園制度の試行を経て本市において乳児等通園支援事業を開始するということですが、こども誰でも通園制度の検証がしっかり行われたのかという点について疑問です。乳児等通園制度は、保護者にとっては便利な制度かもしれませんが、しかし、乳児にとって慣れない環境、見知らぬ保育者に突然委ねられるというのは大きな負担です。意見表明がうまくできない子ども側の視点も軽視している制度であると考えます。また、通常の保育の受入れで疲弊している保育現場にさらに負担をかけるおそれがあります。公的責任が曖昧で当事者任せ、公的関与、責任は限定的です。市町村、都道府県、国の責任の下で機能する仕組みこそ必要と考えます。事故があった場合、国の仕組みでありながら、事業

者だけが責任を負う仕組みのままであるように思います。保護者への支援、負担軽減は必要ですが、そのしわ寄せや負担が保育現場に押しつけられてしまうものになってはならないと考えます。また、この制度は保育を1時間単位で切り売りするサービスに変質させるものであると言わざるを得ません。この制度の導入を契機にした保育の市場化拡大を危惧しております。以上の理由から本議案に反対いたします。

以上です。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（潮田）議案第21号につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回鴻巣市で行われる令和7年度からの事業につきましては、これは先ほども確認をさせていただきました余裕型ではなく一般型であるというところから、保育士のほうも、これは一時預かりのほうと一緒に事業者ではあるけれども、この意味では保育士については確保されているというふうに理解をいたしました。このことから、鴻巣市においてお母さんが、またはお父さんもそうですけれども、安心して子育てを自分の心のゆとりもつくりながらできるという意味で非常に重要な制度であるというふうに思います。したがって、この議案第21号につきまして賛成といたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪）議案第21号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に反対の立場で討論をいたします。

既に令和6年度試行的に行った当市でありますけれども、これは保育現場に新たな問題を引き起こすと思われます。現在でも保育士不足は大変なものです。さらにこういったところを苦しめる状況になると思うことから、反対といたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第21号 鴻巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第23号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の2件について、執行部の説明を求めます。

(保育課副参事) それでは、議案第22号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第23号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明いたします。

議案第22号につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に係る内閣府令の一部改正により、議案第23号につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る厚生労働省令の一部改正により、それぞれの事業者において連携施設を確保しないことができる措置が5年間延長され、あわせて保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の見直しが行われることから、また議案第23号では家庭的保育事業等の運営等の要件として、栄養士の配置等を求めている規定に管理栄養士が追加されることから、所要の改正を行うものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(西尾) では、議案第22号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と議案第23号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例について、確認のため質問させていただきます。

他の委員の資料請求に基づいて資料を出していただいているのですけれども、これを見ますと、本市の事業所では、関連の事業所では連携施設の確保ができていなくて、いわゆる事業所内保育などになっているというような、つまりこの条例改正の影響を受ける事業所はないということではよろしいでしょうか。

（保育課副参事）お答えいたします。

今回の条例改正におきましては、市内の対象の事業者については連携施設が全て設定をされておりますので、影響は受けません。

以上です。

（潮田）この文言の中で、代替保育と保育内容支援のまずちょっと違いがよく分からないので、教えていただきたいと思います。

（保育課副参事）お答えいたします。

まず、代替保育につきましては、地域型保育事業の中で、保育士の急病などにより保育士が不足してしまう場合に、代わりに連携施設が保育を行うという形になっております。保育内容の支援につきましては、合同保育ですとか、給食の提供や保育内容の助言などが内容となっております。

以上です。

（潮田）資料請求で出ささせていただきました一覧表からすると、鴻巣市においては卒園後の受皿は全てあるということ。であれば、今回この条例改正を受けて、本市への影響というのは、この議案第22号ではどのような部分に出るのでしょうか。

（保育課副参事）今回の議案第22号の改正につきましては、連携施設の件についてですので、全ての地域型保育施設において連携施設を設定しているため、改正に伴う影響はございません。

以上です。

（潮田）そういたしますと、今回の条例改正の中でこれだけでは影響はないということでありますけれども、代替保育であったりとか、または保育内容支援についての課題というのは本市ではどのようなことがある

のか伺います。

（保育課副参事）市内の対象施設におきましては、全ての施設において連携施設が確保されているため、連携内容についての課題はないものと考えております。

以上です。

（潮田）すみません。私聞きたかったのは連携ではなくて、保育内容支援とか代替保育のほうの内容の部分で何か課題はないかということをお聞きしたいのですけれども。

（保育課副参事）市内の地域型保育施設等からは特に連携の内容についてのお話等を聞いてはありませので、特に影響はないものと思っております。

以上です。

（潮田）ここに、資料請求で出ているのの連携施設とかが書いてある一覧に載っている、これはみんな認可外も全部入っているということですか。そうではなくて、認可外のものがありますよね。ここに書いていない保育施設、私立の保育施設というのは幾つぐらいあるのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）すみません。認可外保育施設の数ということでよろしいですか。ごめんなさい、資料に載っているのは全て認可の施設なのですけれども。よろしいですか。

（委員長）数分かりますか。数というか。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11 時 39 分）

（開議 午前 11 時 40 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（保育課副参事）市内の認可外保育施設につきましては、ベビーシッターを除いて5か所となっております。

以上です。

（潮田）そうすると、当然、認可外のところの方たちというのは、その後保育園に行きたい、年齢が少し上になって行きたいってなったときに

は、保育課のほうに行って、それで交渉するというか、申請をするのが初めてであって、やはり年齢が３歳とかになってからの保育園のことを思うと、ここに載っている認可の小規模保育事業所に入っているということが条件というか、安心していただけるということになるのでしょうか。（保育課副参事）委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

（潮田）そうすると、小規模事業Ａ型、Ｂ型の違い、ここにも表を書いていたいてありますけれども、鴻巣市内における小規模保育事業Ａ型が幾つ、小規模保育事業Ｂ型が幾つというのの数を教えていただきたいと思います。

（保育課副参事）お答えいたします。

小規模保育事業Ａ型は１３か所、小規模保育事業Ｂ型はございません。

以上です。

（潮田）そうすると、今ここに書いてある表にあるのは全部Ａ型ということでしょうか。

（保育課副参事）お答えいたします。

この表の中で元気キッズは事業所内保育事業所になります。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第２２号 鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 鴻巣市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

（介護保険課長）議案第24号 鴻巣市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の一部改正につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、改正後の基準と同様の内容となるよう所要の改正を行うものです。

改正内容は2点ございます。1点目は、現行の地域包括支援センターの職員の員数について、地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、鴻巣市介護保険運営協議会が必要と認めるときは、常勤換算方法によることを可能とするものです。なお、常勤換算方法とは、地域包括支援センターの勤務延べ時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより職員数に換算する方法となります。

2点目は、地域包括支援センターの配置基準の原則にかかわらず、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると鴻巣市介護保険運営

協議会が必要と認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する圏域を一の圏域として、当該区域内の第1号被保険者数、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに当該複数のセンターに配置すべき保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3種類の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれの地域包括支援センターの配置基準を満たすものとするものです。なお、この場合でも、質の担保の観点から、1つの圏域に保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種のうち2職種の配置は必要となります。

施行日は、公布の日からとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時47分）

（開議 午後零時58分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より発言を求められておりますので、発言を許します。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）すみません。午前中の議案第20号、潮田委員からの質問の中で、児童手当の所得制限が撤廃されたことから特例給付がなくなった、それに対する影響額のご質問があったかと思えます。そちらのほうの影響額なのですが、申し訳ございませんが、特例給付の廃止に伴う額は少しお出しできなかったもので、制度改正に伴う影響額のところで答えさせていただきたいと思えます。

現時点では、約6,100万円の増ということになっております。1か月当たり6,100万円の影響額と捉えております。

以上です。

（委員長）それでは、議案第24号について執行部の説明が先ほど終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（高橋）それでは、議案第24号について質疑させていただきます。

こちらの一部改正に伴い、実際に地域包括支援センターの今の鴻巣市に

おけるもので変わるものということ、具体的にどういうものがこの条例改正によって起こるかというのをちょっと教えていただきたいです。

（介護保険課長）今回お出しした介護保険の条例に伴って、人員基準の柔軟化等が主なのですけれども、お示しした資料のとおり、今回の条例改正に伴って喫緊で地域包括支援センターの人員等が変わることは当面ございません。

（高橋）分かりました。ということは、では直接市民にこの条例が変わることによって何か影響があるということはないということでしょうか。

（介護保険課長）はい、委員おっしゃるとおりでございます。

（芝寄）では、1点だけ。

告示のときに出ている資料からの文言の中で、主な内容の中の一言で「鴻巣市介護保険運営協議会が必要と認める場合」と書いてありますが、この協議会について少しお伺いします。どの程度の範囲でまずは協議会が行われているのかお聞きします。

（介護保険課長）それは、年間の回数でよろしいですか。基本的に年間3回を基本としております。ただし、介護保険事業計画策定の前年につきましては、年間8回の開催をしております。

（芝寄）では、協議会が必要と認められるようなものが出たときに、即座に集まって会議が開ける状況ということの認識でよろしいのですか。

（介護保険課長）はい、そのような認識で結構でございます。

（西尾）では、議案第24号について1点質問させていただきます。

他の委員の要請で出されている今朝頂いた資料を拝見しているのですけれども、これで鴻巣のAからEまでの圏域でそれぞれ第1号被保険者数出ております。職員の数も基準出ております。実際の職員数が一番下に書いてあるのですけれども、これは実際は職員の方は今は充足しているというか、足りているという認識で、それで職員の方としては余裕を持ってというか、無理のない形で対応できているということの認識でよろしいか確認させてください。

（介護保険課長）今回お示しした資料のとおり、職員の基準に比べて実

際の職員数は多くなっておりますので、その基準からすれば当然多くなっております。ただし、それで職員が充足されているかどうかということなのですが、最近の高齢化なり、独居高齢者が増えるとか、地域包括支援センターもかなり多忙というか、複雑多岐にわたって地域の高齢者の方のケアをしておりますので、高齢化が進むことによって、人員はもちろん足りておりますけれども、各地域包括支援センターの特徴に応じてやはりご苦労等はあるようでございます。

以上でございます。

（潮田）前任の委員も質問されていましたが、介護保険運営協議会のことでちょっと伺いたいと思います。

まず、この構成人員はどういった方で構成されているのでしょうか。

（介護保険課長）介護保険運営協議会につきましては、構成人員は全部で12名でございます。内訳につきましては、介護保険の被保険者の方が2名、介護サービスの利用者またはその介護者の方が2名、介護サービス提供事業者の代表者が3名、保健、医療、福祉関係者が4名、地域包括支援センター代表者が1名の計12名でございます。

以上でございます。

（潮田）今のだと、すみません、行政側は入らないということになるのでしょうか。

（介護保険課長）運営協議会の委員は、この構成人員12名で、事務局として当然我々は参加しておりますので、行政側は入っておりません。

以上でございます。

（潮田）この構成人員というのは、どのぐらいに1回で替わるのでしょうか。

（介護保険課長）介護保険事業計画の策定のサイクルが3年ですので、3年に1回のサイクルで任期の交代になっております。

（潮田）3年に1回で替わるということでありましてけれども、実際には利用者とかの声を聞くということなんでしょうか。今ので聞きますと、被保険者だったり、利用者だったり、その介護をする人だったり、提供事業者も入るということでありましたけれども、いわゆる素人という

か、決してその専門というわけではなくて、皆様から声を聞く会議体ということでよろしいのでしょうか。

（介護保険課長）こちらの運営協議会は、審議会の形態になっております。

（潮田）でも、審議会で出た声というのが必ずしも全部正解ではない場合もあるかと思うのですけれども、それを、でもまとめていくのは行政のほうでリードして行って、一つ一つ決定をしていくということではないのでしょうか。

（介護保険課長）今回の条例改正については、あくまでも介護保険運営協議会の意見を聴いてということですので、最終的な判断、決断につきましては市のほうが判断いたします。

（潮田）私のほうで、任意ですけれども、一応通告していたことが、地域包括支援センターが抱えている課題、これ今回条例改正というからにはきっと全国的にも課題があつてからなのかなと思うのですけれども、地域包括支援センターの現状からすると、この人数で足りていそうな感じでしょうか。何かすごくもっと大変なのかなというイメージがあるのですけれども、ここにいる人数、実際の職員数がA圏域では6人、Bでは5.5、Cでは6、Dでは5というふうになっておりますけれども、現状はどんな感じでしょうか。

（介護保険課長）先ほど西尾委員のご質問でもありましたとおり、やはり高齢化が進みますし、地域の各圏域、特に独り暮らしの方、認知症高齢者の方、いろんな家庭環境、その他もろもろの高齢者の置かれる環境がありますので、地域包括支援センター、各種細かい支援をしていただいておりますけれども、恐らく人的基準とかでもかなり大変にいただいているのは間違いないと思います。かといって、どのくらいの人数が適切かというのもまた難しい問題でして、でも今は基準以上に職員を配置しておりますので、十分に各圏域の高齢者の福祉について満たされているというふうに評価しております。

（潮田）確認です。前任の委員からもありましたけれども、今回この条例改正によって介護の現場とか全体に市への影響はないというふうに見

てよいということか、確認です。

（介護保険課長）今回の条例改正がすぐに本市の地域包括支援センターに適用されることは想定はしておりません。

以上でございます。

（諏訪）議案の資料を頂きまして、拝見させていただいているところです。ただいまご答弁にもありましたように、一応人員配置は被保険者の3,000人から6,000人に対してそれぞれの職種が1人ずつというような基準かと思われますけれども、今A圏域、B圏域、C圏域、D、Eと見ておりますが、いわゆる3,000人台のところはないですね。6,000人以上です。1つの圏域で6,000人以上、また多いところでは9,000人というところで、その3,000人から6,000人という基準に対して、もう既に1.5倍ぐらいかなと思っております。それに比して、各事業所の相当なご努力があるかと思えますけれども、常勤専従のそれぞれの職種プラス1人から2人を配置しているということになっておりますので、忙しさは相当な忙しさではないかなというふうに感じております。市のホームページを見ますと、それぞれの業務の実績が一覧表で出てまいりまして、地域におけるネットワーク構築、それから総合相談だとか、それぞれ細かく数字が出ております。特に件数が多いと思いますのが総合相談になっております。これは相談ですので、そのままプランにつながる、いわゆるプラン作成になると一応プラン料とか料金的なものも発生するかと思うのですけれども、いわゆる相談業務です。こういったところに相当な力を注いでいるのではないのかなという感じがするのですけれども、今回の条例の改正はそれぞれ複数圏域の高齢者数を合算して配置することが可能とするとなっておりますけれども、これは意味がちょっとよく分からないのです。実際に事業所のほうからそういった希望があって運営協議会が認可するのか、それとも市側が何か配慮が必要だと思って運営協議会にかけるのか、どちらが先なのかをちょっと伺いたいと思います。

（介護保険課長）今回の条例の趣旨につきましては、どうしてもその圏域、地域包括支援センターのところで専門の職種が不在となってしまった場合ということが想定されると思います。ですから、特に地域包括

支援センターが自主的に申し出るとか、そういうことではなくて、どうしても必要に迫られて、その専門の職種がその圏域で不在となった場合を想定してというふうに考えております。

（諏訪）不在とならないまでも、人数的にかなり厳しい状態なのかなということを感じるのですけれども、これに関してはこの対象ではないということでしょうか。

（介護保険課長）先ほど何度もご説明しているとおり、現在の地域包括支援センターの人員数は今の基準の配置数を満たしておりますので、先々そういうことが想定されるかもしれませんが、今のところはそういうことは想定しておりません。

（諏訪）現在3,000人から6,000人に1つの圏域というふうになっておりますけれども、これを、現在の5つの圏域を増やすことなどは考えていらっしゃいませんか。

（介護保険課長）委員ご指摘のとおり、過去何度か増設の検討は行っておりました。ただし、令和6年から委託料の増額を行うことで各センターの職員数を1から1.5名ほど増やして、各圏域の高齢者人口に対応しております。

以上でございます。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 鴻巣市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職

員の員数等を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 鴻巣市文化芸術振興基金条例について、執行部の説明を求めます。

（生涯学習課長）議案第25号 鴻巣市文化芸術振興基金条例につきましてご説明申し上げます。

本市では、令和5年3月に鴻巣市文化芸術振興基本条例を制定し、市民が優れた文化芸術に親しみ、鑑賞し、参加し、創造することができるよう、本市の特性を生かした文化芸術の振興を推進するため各種施策を進めております。今後も本市の文化芸術の振興と地域の活性化のための施策を継続的に実施する財源に充てることを目的に、新たに鴻巣市文化芸術振興基金を設置するものです。

なお、基金の財源としては、ふるさと納税や市民の方からの寄附金の積立てを予定しております。

どうか慎重にご審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（高橋）それでは、議案第25号について質問させていただきます。

今回のいろいろ基金を設置して充てるということですがけれども、具体的に、この間本会議のときに説明で、子どもたちのためにもいろんな活動の機会にするものだったとかという説明があったかなと思うのですがけれども、具体的にどんな基金のお金というのが充てられるのかというのを詳細にちょっと内訳を教えてくださいたいです。

（生涯学習課長）具体的に詳細ということなのですがけれども、現在そういったところで何に充てるかというのはまだ完全に決定しているところ

はございませんので、今現在でお示しできるものというのはなかなか難しいところでございます。

以上です。

（高橋）ということは、全く想定していないということですか。どういうふうな感じのものに。ある程度は何か、こういうものに充てたいから、どれぐらいの基金が必要かなとかという、ちょっと計画みたいのがあるのかなと思ったのですけれども、全くないということによろしいですか。

（生涯学習課長）基金の積立てとしましては、今回の基本計画の中に5つの基本施策というものを定めております。その中の5番目として、子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出というところで掲げさせていただいているところです。具体的に今現在、小学校ですとか、中学校ですとか、そういったところで実際にアンサンブル、ヴィルトゥオーゾさんが質の高い音楽の提供等をしております。そういったところ、実際に子どもたちが文化芸術に触れる機会を今後設けるというところで、今後計画等をする予定でございまして、市として具体的にこういったことに使おうという使いどころというのはまだ明確にしていらないところでございます。

以上です。

（高橋）分かりました。そしたら、今後、たしかこの文化芸術の委員でしたっけ、というのもあって、そこで決めたりとか、どういうふうにしてその基金を使うかとか決めて、その中で審議をして決めていくという、その後のスケジュールというのですか、そののところが伺います。

（生涯学習課長）すみません、先ほどの説明に補足させていただきたいと思うのですけれども、今回の計画の中に基本目標として将来の文化芸術を担う子どもたちの育成というところで、今現在、例えば獅子舞ですとか、地域の郷土芸能等に参加している子どもさんたちが実際にいらっしゃいます。その方たちの、それが子どもたちに直接ということかどうかというのはなかなか判断として難しいところではございますけれども、実際に獅子舞の道具ですとか、その中にお子さんたちの道具なんかも改めてそろえたいというようなご相談等をいただいているところがご

ざいます。そういった郷土芸能等の道具等に充てるというところも実際考えているところでございます。

（委員長）もう一度、ではすみません、再度質問のほうをお願いいたします。

（高橋）基金ができた上で、ではその使い道というのは、今子どもものという話がありましたけれども、いいですか。追加して私もう一つ聞きたいのが。たしか笠原とかも笠っ子鍋とか、あと常光のときにも、統合するときに、ささらでしたっけ……違うな。常光のソーランでしたっけ。ごめんなさい。あんまりちょっといいかげんなことを言ってしまうとあれなので。もあって、それは子どもたちに継承していきたいという話がたしかあったような気がするのですけれども、そういうものとかという、子どもたちの活動にも充てられるということによろしいですか。今後そういう予定もあるということ。

（生涯学習課長）失礼しました。今後の使い道をどういうふうに決めていくのかというのをまずお答えさせていただきます。

使い道につきましては、文化芸術に関しましては、社会教育委員さんがいらっしゃいますので、社会教育の範囲ということで、そちらの方にご相談しながら、今後の使い道等についてはご相談して進めていきたいと思っております。一方、文化財につきましては、文化財保護委員さんいらっしゃいますので、こちらの方たちの意見等を聞きながら、今後市のほうでその使い道について考えてまいりたいと思っております。

今委員から幾つか例を挙げていただいたものがございましてけれども、こちらについては、実際に文化芸術、広い捉え方ができるところがございまして、その中で、では実際どういうふうに使っていくかというのは、先ほど申し上げました方たちとご相談しながら進めていくような形にはなるとは思います。ただ、そちらのほうに、当然限られた資源でもございまして、その中で優先順位というところも含めて先ほどの関係者とはご相談しながら進めていくような形かなというふうに考えております。以上です。

（西尾）では、議案第25号について1点質問させていただきます。

先ほどふるさと納税からも見込んでいるとのことだったのですが、ふるさと納税からこの基金に入るのは幾らぐらいを見込んでいるのかお伺いします。

（生涯学習課長）ふるさと納税からは、見込みということですが、93万8,000円、それ以外、市民の方から直接寄附等いただく場合は、想定で一応20万ということで想定しているところでございます。
以上です。

（西尾）今のご答弁に対して質問なのですが、それは年額ということですよ。

（生涯学習課長）はい、1年間の金額でございます。
以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時23分）

_____ ◇ _____

（開議 午後1時24分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（芝寄）先ほどふるさと納税のことでも質問あったのですが、返礼品はこの場合何になるのか、どう考えているのかお聞きしておきます。

（生涯学習課長）すみません。そちらの返礼品については、特にな（P.71「基金に対する返戻金はありませんが、一般的なふるさと納税の返礼品については当然ある」に発言訂正）ということだと思いますが。

（芝寄）あとはもう一点。いろいろな文化財のほうにも使っていきたいと、先ほど言った小さい子の文化財の使用するものとか言っていたのですが、その辺もほかの予算で枠がたしか何かあったかなというふうに記憶して、それを使って購入している団体もあるのを認識しているのですが、その辺との絡みは今後どうなっていくのでしょうか。

（生涯学習課長）今現在、幾つかの団体に修繕等という形で補助金等をお出しすることはございますけれども、それは要望があった段階で予算計上しているというところでございますので、今後は、この基金が積み立ててありますので、そちらが今後継続的に、安定的にそういった修繕

に充てられるというふうに考えております。

以上です。

（芝 寄）では、その予算を使う優先順位からすれば、この基金を先に使って、もし足らなければ別枠の予算等をうまく使っていくという、そういったイメージでよろしいのですか。

（生涯学習課長）おっしゃるとおりでございます。

（潮 田）すみません。基本計画のほうを今ざっと見させていただきましたけれども、まず基本的にこの鴻巣市文化芸術振興基金条例は、鴻巣市文化芸術振興基本条例に基づいて、市の責務、第4条2及び基本施策第8条を具現化するというものでよいのか、ちょっとそこの根拠となる部分を確認をしたいと思います。

（生涯学習課長）委員おっしゃるとおり、意味合いとしてはそういうことというふうに理解しております。

以上です。

（潮 田）今この計画を見させていただきましたけれども、これって計画をつくるのに外部委託していますか。

（生涯学習課長）外部委託等はしておりません。

（潮 田）ということは、この計画をつくるに当たっては、文化芸術振興のための審議会の皆さんの声が大きく反映されているということでしょうか。

（生涯学習課長）はい、審議会の皆さんの意見等を取り入れてつくられたものとなっております。

以上です。

（潮 田）そうすると、審議会の中での皆さんのご意見、ちょっとその会議録を見ているわけではないので、何とも言えないのですが、必ずしも子どもの部分だけではなくて、いろいろな文化芸術の声があったかと思うのです。それで、この基金条例のほうの第1条で文化芸術の振興に要する経費の財源に充てることができるってありますけれども、この文化芸術の範囲って物すごく広いですよ。限りなく広いかと思います。この文化芸術振興条例のほうをつくったときに、これも当時の文教

福祉常任委員会のメンバーで悩んで、悩んで、本当に絞り出すようにして悩んでつくった条例でありましたので、議員提出議案で出した議案で、なおかつ基金化されたというのは、私が知る限りでは初めてなわけなのですけれども、どういうふうに使うかというところについて、文化芸術という範囲が広いがゆえに、何をもって文化芸術であるという限定をするかどうかというのも実は条例をつくるときに非常に悩んだところだったので、あえて限定をしなかったという経緯がありました。何を文化芸術の振興に要する経費とできるのかというその決定は非常に難しいって思うのですけれども、その判断をするのは生涯学習課ということになるか伺います。

（生涯学習課長）先ほどもちょっとご答弁したところと重複すると思いますが、文化芸術等に関しては社会教育委員さんに毎年取組と報告なり、新たな意見等をいただきながら今後取り組んでいくという考えでおります。

もう一方、文化財については、文化財保護委員さんございますので、そちらのほうの方たちの意見を聞きながら進めていきたいと思っております。最終的には、その中、様々な意見がある中、最終的な決定については行政のほうでするものというふうに考えております。

以上です。

（潮田）社会教育委員の皆さんって、構成人員の年齢層ってどのくらいですか。

（生涯学習課長）すみません。今手元に資料等ございませんので、どのぐらいの構成かというとなかなかちょっとお答えはしづらいところも、個々の方の年齢もちょっと存じ上げていないところがございますので、ただ年齢的には高齢と言っているのでしょうか、という方たちが多いのかなというところでございます。

以上です。

（潮田）文化芸術振興審議会のほうのメンバーは比較的若い方たちが入っていたというふうに認識しております。やはりこれからの子どもたちの未来にも関わるようなものになると、何をもって文化芸術、これはお

金を支出できるよというふうに決めるところには、やはり若い方たちの声非常に大事だと思います。別に子どもたちに限らず、やはり若い方たちの層も入れてほしいって思うのですけれども、そこには公募で集まった文化芸術、文化芸術に対してもすごく思いがある方たちを入れていく、今後、社会教育委員だけではなくて、そこに入れていくとかという柔軟な考えはできるのでしょうか。

（生涯学習課長）社会教育委員さんの中にも当然公募の方はいらっしゃいますので、若い方がその中に入っているというふうには理解しておるところです。また、一方で、新たにそういうような考え方も含めて、最終的には市の教育委員会の中で取り決めることでもございますので、今のところ社会教育委員さんのまず意見を聞きながら、今後そういった状況等も踏まえながらまた新たに考えていきたいところは、検討するべきところはあるかとは思っております。ただ、もう一方で、実際に今後の例えば子どもたちの取組ですとか、そういったものにつまましては、市が主体になって進めるというよりも、民間の方、市民の方たちからこういった動き、こういったことがしたいとかというようなご相談があれば、そういったものにも場合によっては充てられるのかなというところがあります。そういったことにも充てていきたいというふうに考えているところではございますので、今現在のところ、新たにそういった別の若い方を入れる委員会等をつくるところまでについてはまだ考えていないところではございます。

以上です。

（潮田）市のいろいろな基金の関係の条例を全部読みました。そうすると、大体今回の基金条例と構成は同じになっておりまして、どのように使うということがあまり明確になって、どの基金条例も明確に、大きな目的はもちろん書いてありますけれども、細かいところまでは書いていないというのが基本的なやり方かなというふうに認識しているのですけれども、鴻巣市ひなちゃん子育て応援基金の場合には活用検討委員会というのが設置をされております。これは、関連する5つの課の課長や副部長級で構成して、設置要綱もある形なのです。そのような広い形での

活用検討の会議体とかというのをつくることは想定はしているのでしょうか。

（生涯学習課長）今のところ想定はしておりません。

（潮田）今のところは想定していないということでありますけれども、今後やはり必要かなというふうに思います。ひなちゃん子育て応援基金のほうもそうやって皆さんで、これ関連する課が結構、こども未来部の関係の課がたくさん入っていただいてやっている。それだけではなくて、教育のほうからも入っているのかな。そんな形を取っているかと思うのですけれども、ぜひともそういうことをやっていただきたいということ、この大本、文化芸術振興条例をつくったのが、議員たちのほうで悩んで悩んでつくって、執行部のほうでまたこの基金をやっていただくということでありますので、ちょっとこれは委員会としての思いでございます。

あとは、ふるさと納税の使途、先ほど当初の説明のところでもふるさと納税を使うという説明がございましたけれども、今ふるさと納税の寄附金の使途が7事業となっておりますけれども、それと同じような扱いで8事業目というふうになるのか伺います。

（生涯学習課長）今現在、担当課とお話ししまして、新たに文化芸術に関する項目等を付け加えていただくというふうに今協議しているところで、委員おっしゃるとおり8つ目の項目になるというふうに理解しております。

以上です。

（潮田）それでは、これが、条例ができたとして、今後こういったものにも使ってもらいたいというような文化芸術に携わる観光大使の方とかもいらっしゃるわけで、そういうような方たち、観光大使に限らず市民からの声は生涯学習課に直接要望を出すという形がいいのでしょうか。どういった形で、そういったお声があればというふうに先ほど答弁がありましたけれども、声はどこに届けたらよいというのが、またそれがどういうふうに明確になっているのか伺います。

（生涯学習課長）まずは、生涯学習課のほうにご相談いただければと思

っております。

（潮田）それについては、市のホームページにもそういったご意見は受け付けるということは明示していただけるということでよろしいでしょうか。

（生涯学習課長） どういった形でそういったアピールをするのかというのはなかなか難しいところではございますけれども、その中の一つとしてホームページというのが考えられるかと思いますので、そちらについてはまた前向きに検討させていただきたいと思います。

以上です。

（委員長） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長） 次に、賛成討論はありませんか。

（潮田） 議案第25号 鴻巣市文化芸術振興基金条例につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

鴻巣市文化芸術振興条例をつくったのは、文教福祉常任委員会の委員会提案という形でつくった条例でございました。そこから派生をして今回の文化芸術振興基金条例でございます。この大本、文化芸術振興基本条例をつくるに当たっては、当時の文教福祉常任委員会のメンバーが本当に悩みながら、考えながら、これからの鴻巣をどうしていったらいいのか、文化芸術でどうやって潤していくのか、心豊かな社会をつくっていくのか、また相互に理解し、尊重し合う広がりをつくっていくのかということを悩んでつくった条例でございました。今回のこの基金条例によりまして、これがさらに具現化していくということ、大変に期待をしたいと思います。これからの鴻巣をさらによくしていくため、また未来を担う子どもたちの夢が描いて、市民一人一人が自分の輝きを开花させる源泉となることを期待いたしまして、議案第25号 鴻巣市文化芸

術振興基金条例に賛成といたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第25号 鴻巣市文化芸術振興基金条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第8号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時01分）

（開議 午後2時15分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より発言を求められておりますので、許可いたします。

（生涯学習課長）先ほどの私の発言の訂正をお願いしたいと思います。基本施策というところで、本来5つの基本施策があるのですが、私のほうで「4つ」と申し上げたようです。正しくは「5つの基本施策」が正しいところでございますので、こちらの訂正をお願いいたします。もう一点ございます。先ほどふるさと納税に関してご質問いただきまして、返礼品はないというふうなお答えをしましたが、補足というか、基金に対する返礼品はございませんけれども、一般的なふるさと納税の返礼品については当然あるというところでございます。おわびして、訂正のほどお願いいたします。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、議案第32号の説明が先ほど終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（芝 寄） 幾つかご質問いたします。

まず最初に、繰越明許のところの10款の教育費、小学校費のところ、すみません、ちょっとよく聞き取れなかったので、北小のエアコンというところまではメモれたのですけれども、もう一度説明をお願いできますでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長） 申し訳ありませんでした。ご説明申し上げます。

鴻巣北小学校のクラス編制に伴って普通教室にエアコンを設置するものです。こちらなのですが、3月議会の議決後に契約発注をいたしまして、春休み期間中に設置をすることから、繰越明許をお願いするものでございます。

以上です。

（芝 寄） 人数が増えてクラスが増えたから、エアコンを取り付ける形になったという、そういう認識でよろしいでしょうか。

（教育部参事兼教育総務課長） お答えいたします。

来年度につきましては、放課後児童クラブのほうは今、北小学校の中に1教室ありますが、そちらがもう1教室増室になります。また、特別支援学級のほうも今1クラスが増設になって2クラスになることから、普通教室が足りなくなるというか、エアコンがないということで、普通教室のほうに設置をするというものになります。

以上です。

（芝 寄） では、歳出のほうで26ページ、保育人材確保事業の中で宿舍の予算が利用する者がいなかったということでマイナス補正ということで説明かなと思ったのですけれども、具体的な人数と、どのくらい予定していて、どのくらい現在なったのかなという、そこでこれだけのマイナスが出ましたという、ちょっとそこまで詳しいことをお聞きしたいのですけれども。

（保育課副参事） お答えいたします。

保育士宿舎借上支援事業につきましては、当初 8 施設で18人を見込んでおりましたが、 7 施設13人の見込みとなっておりまして、減額となっております。

以上です。

（芝 寄）もう年度も替わりますけれども、また同程度の人数の利用で来年度もというふうに見込んでいるのでしょうか。

（保育課副参事）お答えいたします。

今年度利用している方については、引き続きの利用が見込まれるところではありますが、あとは新しく開設する保育所についても利用の見込みがあると聞いておりますので、その分が増えるかもしれません。

以上です。

（芝 寄）確認なのですけれども、宿舎というふうな表現ですけれども、アパートを借りるということによかったのですでしたっけ、これは。賃貸を。

（保育課副参事）保育士の宿舎を借り上げるための費用を補助する補助金となっておりますので、アパート等も含まれると思います。

以上です。

（芝 寄）29ページをお願いいたします。上から 2 つ目の新型コロナウイルスワクチン接種事業の中の予防接種健康被害給付金の311万ですが、聞き逃していたら申し訳ないのですけれども、人数と、これは確認なのですけれども、同じ人が被害が治らなかった場合、継続してこれは支払いをしているものなのか、ちょっとそこを確認したいのですけれども、その 2 点をお願いします。

（健康づくり課副参事）人数ですが、6 名分の給付金を支払うものです。今回につきましては、重複している人はおりません。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 2 2 分）

（開議 午後 2 時 2 2 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（健康づくり課副参事）申し訳ありません。継続してお支払い、申請が

あれば、認定が下りている方につきましては支払うものです。

以上です。

（芝寄）では、どのような被害があるかはちょっと存じあげないのですが、けれども、気分が悪いよとか、何か湿疹なり、何だか分かりませんが、それがあつた限りはずつとこれって給付していくという考え方でのろしいのですか。

（健康づくり課副参事）医療機関等にかかつて、医療費等かかつた際に申請がありましたら、医療手当と医療費分等を支払うことになります。以上です。

（芝寄）では、37ページをお願いいたします。中段より下の教育総務課のところで、馬室小の木の伐採業務委託料となっておりますが、どのような状態で伐採しなくてはならなくなつたのかというその状況をちょっとご説明をお願いいたします。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

こちらは、校庭にありますプラタナスの木になります。これまでこちらの木の周りを低木が覆つておりまして、そちらの木の周りの低木を伐採したところ、木の裏側に回ることができるということで学校のほうで巡回の中で見つけました。そうしますと、校庭のほうから見てみるとその木は普通の木に見えるのですが、低木がなくなつて回り込んだときに、その木が大きいくくれているというのか、子どもが1人ぐらい入れるような状態でくくれているというのが分かりました。そちらは学校のほうで確認をして、包括管理の業者のほうにも見てもらったところ、中にちょっとキノコが生えていたりとかということもあつて、枯損木ということが分かりました。学校のほうも、業者の判断も、こちらの木については伐採することが適切だという判断の下、今回の補正を計上させていただいたというところになります。

以上です。

（芝寄）伐採ということですから、抜根はしないということで、下に木の株が残つた状況で終わりにするという事でよろしいですか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

（西尾）では、２点だけ質問させていただきます。

議案第32号ですが、前任者の質問にもありましたが、27ページの保育課の保育人材確保事業の中の保育士宿舎借上支援事業費補助金なのですが、これ保育人材を確保するためにも非常に有効な制度だと思うのですが、これを宿舎の借り上げ支援を利用しないというのはちょっともったいないと思うのですが、どのような形でこの制度があるよというのをアピールしているか伺います。

（保育課副参事）お答えいたします。

補助金の概要につきましては、施設等に施設長会議等で説明をさせていただきまして、施設のほうでも職員の募集に当たってこのことをうたっている施設等もございますので……ということです。

以上です。

（西尾）施設によっては、職員の募集のときにこれを、こういうのもあるよということをアピールしていただいているということで、そういう点はいいと思うのですが、今回18人を見込んでいて、結果的には13人となってしまったということなのだと思いますが、この利用しなかった5人の方は特に宿舎なくても大丈夫だよということ、そういった認識なのですか。

（保育課副参事）昨年度、6年度の当初予算を見込むときに施設のほうに見込みをお尋ねをしまして、そのときにこの保育士宿舎借上支援事業の補助金を使って職員、保育士を雇い上げたいという希望はあったのですが、実際にそこで採用ができなかったということになっております。

以上です。

（西尾）分かりました。

もう一点質問させていただきたいのですが、その下のやはり保育課の民間保育施設等整備事業補助金、こちらを利用したのは何施設になるか伺います。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

保育所の創設が1か所、それと認定こども園の増築が1か所の計2か所になります。

以上です。

（高橋）すみません。では、議案第32号の1点だけ質問させていただきます。

36ページ、37ページのところなのですが、全体的にちょっと気になったのが、ふるさと寄附金の減額によりというところで2点ぐらいあったと思うのですが、ここの補正予算の減額によって事業への影響というのですか、縮小になったりとか、そういったこととかというのは影響というのは出ているのかどうかというのを伺います。

（教育部参事兼教育総務課長）それでは、まず教育総務課の教育環境整備基金のほうからご説明申し上げます。

こちらについては、基金を積み立てて、現在取崩し等はしていない状況です。影響はございません。

以上です。

（学校支援課長）お答えいたします。

子ども教育ゆめ基金の積立金の減額補正について、事業への影響はございません。

以上でございます。

（健康づくり課副参事）地域医療体制整備基金積立金ですが、こちらも特に影響はございません。

以上です。

（こども未来部参事兼こども応援課長）こども応援課のほうのひなちゃん子育て応援基金の関係につきましても影響はございません。

（高橋）ありがとうございます。基金なので、積み立て、ためていくというイメージだと思うのですが、こうやって予定よりも減額していますということが毎年こういうふうに続いていったら、当然どんどん減っていつてしまうのかなと。そうすると、基金のほうに依存した事業だったりとか、当てにしたではないですが、そういったところだ

となかなか事業の縮小だったりとかが出てしまうのかなというふうに思うのですけれども、そういったところの何か対策というか、今回こんな感じで減額になってしまったのですけれども、今後も基金のこういった予測を立てる上での対策というのかな、基金の減った原因とかも含めて、どこに聞けばいいのですか。すみません。政策総務になってしまいますか。では、そしたら、多分これだけの金額がそれぞれの課に基金として使えるよみたいな感じで割り振られるわけですよ。そこに依存してしまっている部分というの、現状で大体これぐらいかなみたいな感じで事業化というのは予測されているのかなと思うのですが、そういった上での影響というのが出てこないのかなというのをすごく心配しているのですけれども、そこらあたりというのはちょっと説明って、大丈夫だったら大丈夫だよという理由というか、説明をいただきたいのですけれども。

（こども未来部長）総合政策課の政策総務の案件になりますので、できましたら、ご説明のほうはしますけれども、暫時休憩の上で発言させていただければ助かります。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 3 3 分）

（開議 午後 2 時 3 7 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（潮田）それでは、15ページの保育所緊急整備事業補助金のほうです。すみません、これはどこの分。事業所の名前というのはここでは言えないですか。言えればどこの分というのをちょっと言っていたきたいのですけれども。

（こども未来部参事兼保育課長）事業所につきましては、新設、創設の保育所が鴻巣えほんの森保育園になりまして、認定こども園の増築のほうにつきましては、めぐみの木こども園のほうになります。以上です。

（潮田）新設のほうのえほんの森の定員と、めぐみの木のほうも定員は

どのくらい増えるのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

鴻巣えほんの森保育園のほうは新設になりまして、60名の定員となっております。めぐみの木こども園のほうにつきましては、これ幼稚園部分も含めて1号、2号、3号、228人の定員が256名に増員されます。

以上です。

（潮田）そうすると、新設えほんの森のほうが60人ということでしたけれども、年齢別なもの、年齢別の定員というのはどうなりますか。

（こども未来部参事兼保育課長）ゼロ歳から順に言ってきますと、ゼロ歳が3人、1歳が10人、2歳が11人、3歳、4歳、5歳が各12人、合計60名となっています。

以上です。

（潮田）そうすると、これマンションができて急遽入ってくる方多いと思いますけれども、現時点では、申請した方は皆さん、条件さえ整っていれば全員入れるということによろしいのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

新設なのですけれども、基本的には入所に当たりましては希望に基づいて上から順に点数をつけていく形になりますので、必ずその希望で入れるかどうかというのは審査による形になります。

以上です。

（潮田）これは実際いつからスタートする、新設のほうも、まためぐみの木のほうもいつからスタートするものということなののでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

令和7年4月1日開設または変更の予定となっております。

以上です。

（潮田）既にもう令和7年4月からということであれば、全部申請もあって、入る方たちも決まっている。そうすると、現時点で、今日の3月のこの最初のほうの時点では、ここも含めて待機児童とか保留児童とかはいないということによろしいのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）お答えします。

待機児童調査につきましては、国のほうから通知がございまして、これから調査のほうに当たることになりますので、この時点では何人ということとはちょっとはっきり申し上げることはできない状況です。

（潮田）このえほんの森さんは本町何丁目、どこら辺にできるというのが、マンションが2つぐらい大きいのができるのかなというふうに思っているんで、そこへの対応。今回新しくできたマンションの方たちがほぼその2つに入るのか、それ以外の保育園とかに入所予定の方とかというのもしらっしゃるのでしょうか。

（こども未来部参事兼保育課長）鴻巣えほんの森につきましては、本町2丁目のほうにできる予定で、もう一つ330棟ぐらいのマンションが今まさに完成しようとしているかと思うのですが、そちらが本町5丁目になりまして、ただ鴻巣駅周辺には保育施設多々ございますので、必ずしもそこに入るというわけではございません。

以上です。

（潮田）分かりました。

25ページのほうの介護保険サービス利用者負担額補助金のほうに行きます。これ対象人数が、この予算の中で想定している対象人数、実際これは補正ですから、補正ではなく全体でこれの人数、まずはそれをお聞きいたします。

（介護保険課長）人数がちょっと、こちら実人数、令和6年度当初人数で422人で、延べ9,184人に助成を行いました。2月実績まででは、今年度延べ9,130人で、合計2,242万4,136円の助成を行っております。

以上でございます。

（潮田）すみません、それは実人数ではなく。今9,000人というのは実人数ではなくということでしょうか、実人数になるのでしょうか。

（介護保険課長）すみません。これ実人数が例年3月末に出しております、昨年度3月末のことですと422人なんですけど、お一人の方が例えば複数の介護サービスを使うと1件、1件、1件、1人が5件も6件もなることがあるのですが、その延べ人数が昨年度は9,184人、9,184件、今年度につきましては2月実績までで延べ9,130人、9,130件ということに

なっております。

以上でございます。

（潮田）これは住民税非課税の方、まずは条件１つクリアかなというふうに思うのですけれども、住民税非課税の方の介護保険を受けていらっしゃる人数というのが、今それは分かりますでしょうか。

（介護保険課長）委員ご指摘のように、こちら住民税非課税世帯ですので、介護保険料第１段階、第２段階、第３段階の方が対象になります。直近の３月１日時点で合計２,７２０人の方が介護保険認定を受けております。でも、ただしこの中には施設の入所の方とか、病院に入院している方とか、いろんな方がいらっしゃいますので、その中で在宅の方がこのサービスの対象ということになります。

以上でございます。

（潮田）私がやっぱり聞きたいのはその部分なんです。その二千何人かいる、２,７００でしょうか、いる中の実質的には４０２人。それが、では住民税非課税で、在宅で介護保険を受けている方というのはどのぐらいというのは数字は出ますか。

（介護保険課長）すみません。その数字について把握はしておりません。

（潮田）では、これはこのことを知っている人と知らない人がいるのではないかなという、すみません、私の臆測ですけれども、この制度というのは、住民税非課税で介護認定を受けていて、なおかつ在宅での介護サービスを受けている方というのは、ケアマネジャーさんからとか、この情報はしっかり届いているものなののでしょうか。

（介護保険課長）まず、こちら、介護認定を受けている方全員の方にこの利用者負担助成も掲載されております。高齢福祉サービス一覧のほうも掲載しております。ですから、当然こちらの今回の利用者負担助成についてもご案内のほうにされていると思います。あと、広報についても、年に１回程度ですけれども、掲載しております。直近では令和６年６月号のほうに掲載させていただいております。

以上でございます。

（潮田）ということは、基本的にその対象となる方は皆さん知っている

というふうに思っただけということでしょうか。

（介護保険課長）少なくとも皆さんが知れるように周知はしております。

（潮田）そうしますと、これについては、例えばそれをやっていない方の申請というのは、お一人暮らしで高齢で、なかなか自分で手続きが難しいというような場合、これを代理申請という、代理というかな、代わりにやってあげるといえるのは、ケアマネさんとかはそういう業務は入っているものではないでしょうか。

（介護保険課長）こちらの利用者負担助成の申請状況を確認いたしますと、委員おっしゃるとおり、ケアマネさんの代理申請も正直かなりございます。傾向としましては、やはりご家族による申請が困難な高齢者世帯とかお一人世帯の方がケアマネの方にお骨折りいただいて代理申請のほうをさせていただいていることになっております。

（潮田）分かりました。

続きまして、25ページ、ひなちゃん子育て応援基金積立金のほうです。これ今回の補正後の基金残高をまずお伺いいたします。

（こども未来部参事兼こども応援課長）ひなちゃん子育て応援基金の3月補正、承認されました後の残高につきましては、予算額ベースとなりますが、令和5年度末時点の残高から繰入れ金額を差し引き、補正予算を反映した寄附金額と基金利子積立金を加えまして、約5,700万円となる見込みです。

以上です。

（潮田）5,700万円だと、これから何かやるといってもあんまり大したことできないかなというふうに思うのですけれども、今吹上のコスモス保育園とかこれから考えていく中で、このひなちゃん子育て応援基金ってすごく使い勝手がいいものなのかなというふうに思っているのですけれども、今後、先ほどもありましたふるさと納税のほうがちよっと私はいろいろ問題があるかなというふうに思っているのですけれども、これについては、今まで毎年残高ってどのくらいだったか分かりますか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）毎年の残高、令和3年度からでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(こども未来部参事兼こども応援課長) 令和3年度の残高が8,976万8,832円、令和4年度のほうは6,597万4,986円、令和5年度につきましてが6,711万7,710円となっております。

以上です。

(潮田) それからすると、それほど大きくは変わらないから大丈夫かなというふうに思いました。令和7年度では、これを考えてやりたいと思っている事業というのはあるのでしょうか。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 令和7年度につきましても、検討委員会のほうで話をしまして、保育人材の確保ですとか、こどもフェスティバルの関係ですとか、子どもの居場所事業の関係、それ以外にも児童ですとか幼児用の遊具、あとは遊びの充実ができるようなものを考えております。

以上です。

(潮田) 分かりました。

続きまして、27ページ、特定教育・保育所等支援事業のほうです。施設等利用費負担金、管外保育所運営負担金の減理由をお願いいたします。

(保育課副参事) 答えいたします。

施設等利用費負担金の減額の理由ですけれども、幼児教育・保育無償化による幼稚園の保育料、幼稚園及び認定こども園の預かり保育料等の実績が当初の見込みよりも少なかったために減額となっております。

続きまして、管外公立保育所運営費負担金なのですが、こちらについても当初の見込みより市外の公立保育所に入所した児童が少なかったことによる減額となっております。

以上です。

(潮田) 今説明いただいたのは、最初の説明のときにも言っていたと思う、そのままだと思うのですが、これって単純にこれだけ使おうと思ったけれども使わなかったというのか、それ以外にも何か原因があってというのではなくて、単純な見込みからだったということではよろしいのでしょうか。何か原因があっての最初の見込みから変わ

ったとかというようなことではないということによろしいでしょうか。

（保育課副参事）施設等利用費負担金につきましては、幼稚園の保育料や認可外保育施設の保育料につきましては利用者が少なかったということになります。預かり保育料につきましては、認定者数は増えてはいるのですけれども、1人当たりの金額が下がっているということになります。

以上です。

（潮田）すみません。その預かり保育という部分は、一時預かりという意味。預かり保育というのが延長とか、ちょっとすみません、その細かい内容をお願いいたします。

（保育課副参事）預かり保育料につきましては、幼稚園や認定こども園の教育の時間以降の預かり保育部分の保育料になっております。

以上です。

（潮田）分かりました。それが実際には少なかったということですよ。それが想定していたよりも少なかったということ。ちょっとそれが、今お母さんたち結構働くかなというふうに思うので、それが少なくなったというのがちょっとよく分からないのですが。

（保育課副参事）当初では、幼稚園については13施設で預かりの保育料を見ていたのですけれども、実績では10施設の見込みとなっております。施設数も減っております。

以上です。

（潮田）分かりました。

そうしましたら、27ページ、地域医療体制整備基金積立金のほうに行きます。これについては、あまりお金としては動かないかなというふうに思っているのですけれども、近年の支出はなかったのです。たっけ。

（健康づくり課副参事）支出ということでは、ないです。

（潮田）今回の補正後の残高は幾らになりますでしょうか。

（健康づくり課副参事）約5億450万円（P.90「約5億4,500万円」に発言の訂正）になります。

以上です。

（潮田）分かりました。

29ページの定期予防接種委託料のほうです。これは、子宮頸がんの予防接種のキャッチアップ接種とかというのもいろいろだと思うのですが、実際この補正で組まれているのは何人分になりますでしょうか。

（健康づくり課副参事）何回分という形になるのですが、2,551回分なんです。そこに今年度の執行残見込みというのを、ちょっとそこを計算していますので、回数的には2,551回分なんです。そこから残る分を引いた金額になりますので、実際にはその回数は今回予算計上しているものとは違うようになります。

（潮田）これは、キャッチアップを含めると年齢層も少しあるので、全体の接種率という数字は細かいのは出ないかと思うのですが、およそ何割ぐらいの方が対象の年齢の中で接種をされているのでしょうか。要は、これって一番最初、鴻巣市は子宮頸がんの予防接種を県内でも先進的にやって、それから平成23年に始まって25年に厚生労働省のほうからあんまり積極的にやらないというふうになって、それからまた戻ってというのだけでも、この接種率、一生懸命上げようと思ってなかなか上がっていない現状があるかと思うのですが、実際はどのくらいの方が対象年齢の中で接種している状況でしょうか。おおよその数字でいいです。

（健康づくり課副参事）すみません。ちょっと年齢別の接種率というのを手持ちで持っていないので申し訳ないのですが、今年度最後ということで当初国からの通知があったことで、8月、9月、10月、11月とどっと人数が増えたというところと、またそれに伴ってこの後2回、3回という方がいるので、ちょっと今回少なくなっている状況なんです。今ご質問の資料がちょっと手持ちになくてお答えができず申し訳ありません。

（潮田）これは、今年度3月31日まで接種対象というふうにしてよろしいのでしょうか。

（健康づくり課副参事）国のほうからまた、正式な通知は4月1日以降ということで来ているのですが、順次進めていいということで、実は7

年の３月31日までに１回でも受けた方はさらに１年延長という形で、予告というような形で国から通知が来ているような状況で、正式な通知は４月以降というふうに話が来ております。

（潮田）そうすると、これは今年の３月31日までに１回でも受けておくというのがまずは大事ですよ、やっていない方。その方へのお知らせというのが４月になってからでは意味がないかなというふうに思うのですけれども、市内の皆さんにそういったお知らせを、ラインでつい昨日とか今日とかにも発信があったでしょう、公式ラインであったでしょうか。市民の皆さんにどのような形で周知をされるのでしょうか。

（健康づくり課副参事）予定で、実は今年度７月には通知したのですが、また今回このような話もありまして、２月にさらに一度も受けたことのない方3,000人ぐらいにはがきで通知もちょうどいたしました。

（潮田）あらゆる手段を使ってこれを受けさせてあげたいなというふうに思っております。だけれども、それのお知らせの方法としては、個別に行っているというところが全てでしょうか。周知するのにラインでやはり、昨日かおとといあったでしょうか。今日でしょうか。すみません。やっているということによろしいですか。

（健康づくり課副参事）通知と、またちょっと時期もずらしてSNS等で周知のほうもしております。

（潮田）今度ちょうど３月14日に鴻巣女子高の方たちと自殺対策のほうのキャンペーンもやりますので、そういったときにも対面で最後お知らせするいいチャンスかなというふうには思っているんで、あらゆるチャンスを使っていただきたいというふうに思っております。

続きまして、37ページ、小学校給食業務委託料の減理由というのは、単純に小谷小学校がなくなることでの減ということになるのか伺います。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。小谷小学校の分ということではございません。以上です。

（潮田）失礼しました。

それでは、これの減理由はこういったことになるのでしょうか。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えします。
令和５年度時点では、田間宮小学校の生徒数が５５０人以下になる可能性があったため、５４９人以下の学校が鴻巣市全体で１６校、県費の栄養士が４人配当となる可能性があったことからになります。
以上です。

（潮田）そうすると、これは人件費の分ということでよろしいのでしょうか。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。
人件費分ということではなくて、令和５年度中に指名競争入札により次期分の複数年度契約の締結をした執行残、こちらは全ての額が減額ということになります。
以上です。

（潮田）すみません。全ての学校が減額。この減額理由というのが栄養士の配分の関係だけということでしょうか。すみません、これの全体、減額の全体の理由を説明いただきたいと思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後３時０２分）

◇

（開議 午後３時０３分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

小学校の学校給食の栄養士の配置につきましては、県費の栄養教諭、それから調理業務等委託の中で栄養士業務を委託しているものということになっております。県費の栄養教諭というのは、これまでもご説明申し上げているところですが、県のほうの教職員の配当基準というものをベースに配当をされるということになっておりまして、それが児童の１校当たりの数という決まりがございます。その決まりの一つに１校５５０人以上いれば栄養士が１人配置できるというような基準がございます、先ほど申し上げた田間宮小学校につきましては、その５５０人が微妙なところでございまして、それが確定するのが年を明けた４月の１日が最終の児

童数の確定になるというところがありまして、かなり550の状況が不安定なところがありましたので、万が一配当されなかった場合は調理業務委託の中の栄養士を配置したいということで当初計上あったものについて、その必要がなくなったということで今回減額補正をさせていただいたということでございます。

以上です。

（潮田）今の説明からすると、この減になったからといって子どもたちの学校給食に対して影響があるものではないということでよろしいでしょうか。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。委員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

（潮田）そうしますと、逆に小谷小学校の分の学校給食がなくなった、今までの小谷小学校の、なくなりますよね、今度は。その部分というのは特にその業務委託のほうに影響はないということでよろしいのでしょうか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時06分）

_____ ◇ _____

（開議 午後3時06分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育総務課中学校給食センター所長（副参事級））お答えいたします。小谷小学校が閉校になった分につきましては、今年度の変更契約のほうで減額のほうをしております。

以上です。

（高橋）すみません、ちょっと今の関連して。潮田委員が質問したところでちょっともう一回いいですか、確認しても。

県費の栄養士さんの1人分がなくなったのがこの金額ということでいいですか。今ちょっとそういう認識なのですけども、合っていますか。

（教育部参事兼教育総務課長）お答えいたします。

人件費ということではなく、なので金額がイコール県費の栄養教諭の人件費ということではございません。

（高橋）では、今の説明だと、配置基準が生徒数によって1校に1人がって決まっていると思うのですけれども、そこは4月1日の時点で決定した時点で、もし少なければ県費の栄養士が配置ができません。ということ、1人その分がなくなります。その代わり委託のほうの栄養士さんを配置しますということは、委託料が上がりますということですよね。

あともう一つ、県費の栄養士は1校に1人つかなくなるということは、近隣の4校に1人なのでしたっけ。449人以下のところは栄養士さんが複数配置ってなると思うのですけれども、どこの栄養士さんが今度そうしたらその、馬室小学校（P. 88「田間宮小学校」に発言訂正）の担当になるのか。それ2点いいですか。

（何事か声あり）

（高橋）すみません、訂正します。田間宮小学校の。もし県費の予算がなくなった場合、近隣の栄養教諭が複数配置になるということですよね。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時09分）

（開議 午後3時09分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

栄養教諭の配置については、学務課のほうで配置を決めることになっています。

以上です。

（高橋）それは分かるのですけれども、これの予算のことを聞いていて、要するにこれだけの減るということは、その栄養教諭の配置基準が4月1日の生徒数によって決まるからとかって説明があって、すみません、ちょっとそこが整理できなくて、何でこんなに減るのかというのをもう一回、すみません、ちょっと一旦白紙にして、もう一回いいですか、お

聞きしても。説明していただいてもいいですか。この減額理由。

（教育部参事兼教育総務課長）栄養教諭の配置については、ご説明申し上げたとおり、県の基準に沿って配置になっております、県費の栄養教諭につきましては。こちらは550人で1人というところなのですが、先ほどご説明申し上げたように、田間宮小学校の人数がちょっと微妙なところがあって、万が一そこが切ってしまった場合は栄養教諭が配置されないということになります。そうすると、子どもたちのアレルギー等の安全な給食提供のために栄養士がこれまでいた学校にいなくなってしまうというところの懸念もあり、そこについては調理業務等の委託業務の中で栄養士を配置をするというふうな想定で今年度スタートしたところなのですが、幸いなところにも栄養教諭のほうがこれまでどおり5名配当があったという中で、少なくならなかったのも、そこについて調理業務委託のほうで栄養業務をお願いすることがなくなったために減額をするということになります。

（高橋）分かりました。

では、最後に。では、栄養教諭が配置にならなくなった場合、近隣の栄養教諭が担当になると思うのですけれども、どこの栄養教諭が担当になりますか。決まっていますか。栄養教諭を配置するのです……まだ分からないのですよね。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時12分）

（開議 午後3時13分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

大丈夫ですか、では。

（高橋）大丈夫です。ありがとうございました。

（諏訪）では、1点だけお願いします。

27ページの下段です。健康づくり課の地域医療体制整備基金です。こちらのほうはマイナス補正ということで、先ほど前任者が、そしたら残高はどうなるということだったのですが、5億450万ということなのです。

が、もう既にこの基金も10年ぐらいたつかなと思います。順天堂大学が埼玉県の方に進出しないということが明らかになった中で、本市においてこの基金を使う道として病院誘致だったと思いますが、その辺はどういう協議が続いているかを伺います。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3 時 1 4 分）

（開議 午後 3 時 1 5 分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（健康づくり課副参事） すみません。その答弁の前に、今も諏訪委員からも話があったのですが、先ほど潮田委員の質問の中で答弁した基金の残高のほうの数字をちょっと間違えてしまいまして、先ほど残高が約5億450万というふうに答弁したのですが、正しくは約5億4,500万でした。おわびして訂正をお願いいたします。すみません。

（委員長） 訂正の申出につきましてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、諏訪副委員長の質疑について答弁をお願いいたします。

（健康づくり課副参事） 基金については、今年度まで済生会への財政支援について、当初は基金を充当するということでありましたが、基金を充当するということで第三次救急に対する特別交付税が手当てされないということが判明されたため、特別交付税を優先して基金の充当を見送りました。ただし、地域医療に係る財政需要が増加するということは確かであったので、総合的な判断として地域医療に係る既存の夜間診療所とか障がい歯科診療というところで財政支援を同額基金から充当したという経緯があります。そういう形で行ってはおりました。今後についても、その辺はまた検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（諏訪） 第三次救急への支援というのは、たしか年間3,000万円だったと思います。それももう既に予算化していかないということなのですから、5億という金額はかなりの金額だと思います。もちろん病院を誘

致するという目的で積み立てている金額で5億というのは高いとは思いませんけれども、今後鴻巣市に病院の誘致に関しては協議をしないということなのか、また県では今不足している病床数がどれだけあるのかというようなことも含めてお答えいただきたいと思います。

（健康福祉部長） ご質問にお答えいたします。

現在、県央地域の病床の公募数は26でございます。これは、2025年を目途とした埼玉県地域医療構想の数字でございます。ただ、一方で、順天堂病院の計画が白紙になってしまい、800床が今埼玉県の中では浮いております。これについて、埼玉県のほうでも今後どうするのか検討されているところです。また、国においても、次期医療構想については2040年を目途に検討する、例えば医療と介護を連携させながらとか、様々な要因で次期医療構想の検討をしているところでございますので、この地域の病床の公募といいますか、地域医療構想が今後どうなっていくかももう少し様子を見なければいけないかなと思っているところでございます。以上です。

（芝寄） すみません、1点だけ。

25ページの放課後児童クラブ管理運営事業でマイナス補正ということで、各クラブの中では詳細は多分違うと思うのですが、大きいところ2点ほど減額内容を説明できる範囲でお願いします。あたごの543万2,000円と屈巢放課後児童クラブの200万マイナスというのは主立った減額理由をお願いします。

（こども未来部参事兼こども応援課長） あたご放課後児童クラブの指定管理料につきましては、当初3支援を見込んでおりましたが、入所児童の関係で2支援となりました。

それと、屈巢の放課後児童クラブについてなのですが、障がい加配の職員の関係で減額となっております。障がい加配の児童のほうが入力がなかったのも、減額となっております。

以上です。

（委員長） ほかに質疑はありませんか。大丈夫ですか。

（なし）

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第32号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時21分)

_____ ◇ _____

(開議 午後3時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第38号 令和7年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後4時58分)